

40392

教科書文庫

4
307/302
51-1932
2000 71560

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

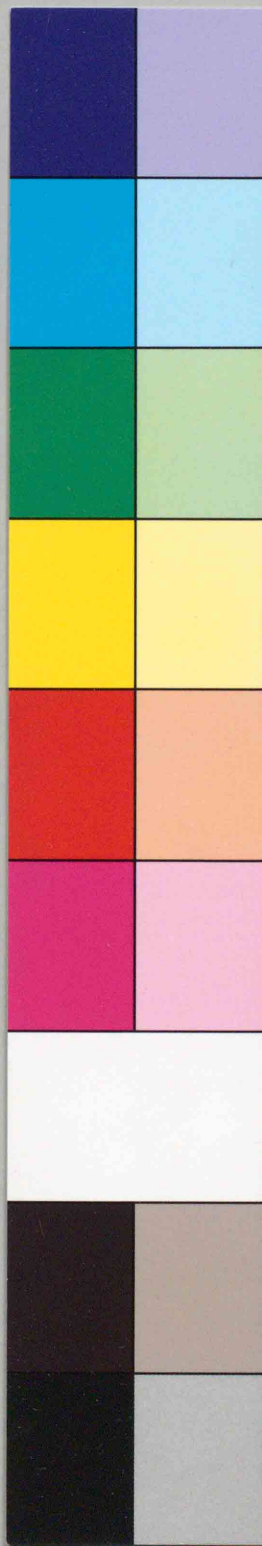
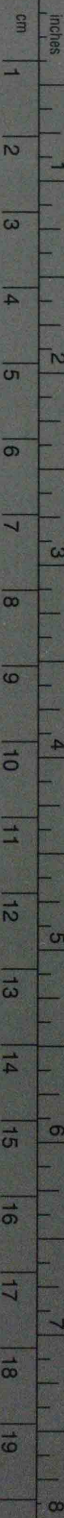


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



著共 馬保田高 士博學文  
治繁口森 士博學法

# 等 中

## 書科教民公新

卷 下



社 會 式 株  
堂 省 三

教科  
5  
200



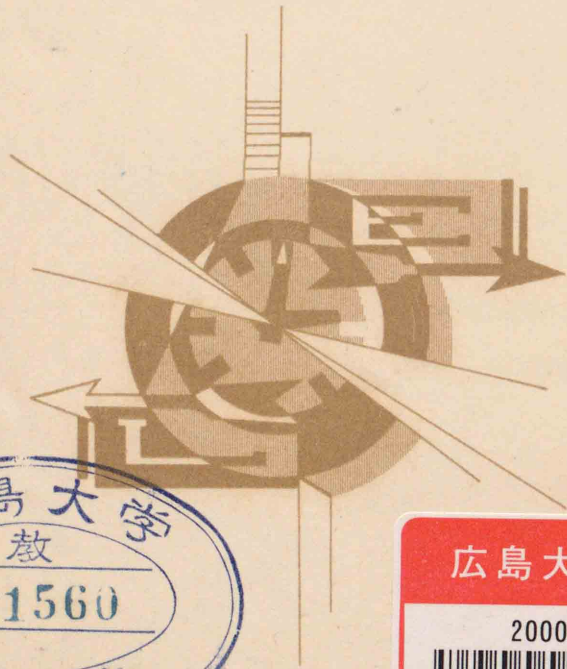
資料室

昭和三十七年三月一日  
文部省檢定  
中學校師範學校公民科用

著共 馬保田高 士博學文  
治繁口森 士博學法

# 新國民教科書 中等

卷下



株式會社  
三省堂

教科書文庫

4

302

51-1932

2000071560

42  
301  
BB7

広島大学図書

2000071560



御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ  
ラシメン事ヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地  
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆  
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

皇室典範及憲法制定御告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民冀贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシハ洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ  
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖  
宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨  
ノ大典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ  
帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ  
威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此  
ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖  
宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ  
朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中  
外ニ發揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同  
クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所  
ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナル  
ヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコト  
ヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコ  
トヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大  
憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ  
子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム  
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル  
所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フ  
コトヲ愆ラサルヘシ  
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此

ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキ  
 コトヲ宣言ス  
 帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ  
 以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ  
 將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見  
 ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會  
 ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スル  
 ノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サル  
 ヘシ  
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ス  
 ヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ  
 義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵	黑田	清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤	博文
外務大臣	伯爵	大隈	重信
海軍大臣	伯爵	西郷	從道
農商務大臣	伯爵	井上	馨
司法大臣	伯爵	山田	顯義
大藏大臣	伯爵	松方	正義
兼内務大臣	伯爵	大山	巖
陸軍大臣	伯爵	大森	有禮
文部大臣	子爵	森	有禮
逓信大臣	子爵	榎本	武揚

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養  
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ  
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖  
皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ  
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ  
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル  
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ  
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ  
紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ  
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸

ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスム  
ハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル况ヤ今次ノ災禍甚タ大  
ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ  
是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナ  
シ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜  
ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風  
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ  
矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ  
守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ  
揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産  
ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ

渴シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ  
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢  
弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛  
以下各大臣副署

# 中等新公民教科書 下卷

## 目次

第一課	國家	一
一	國家	一
二	我が國家	九
第二課	天皇皇室と臣民	三
第三課	立憲政治	四
一	立憲政治	四
二	臣民權利義務	三
第四課	帝國議會	四
一	帝國議會	四
二	議會の作用	五
三	政黨	六
第五課	國務大臣樞密顧問	五



第六課	行政官廳	七
第七課	國法	八
第八課	裁判所	九
第九課	國防	一〇
第十課	國交	一一
第十一課	財政	一二
一	公經濟と私經濟	一三
二	歳出と歳入	一六
第十二課	我が國の産業	一七
第十三課	人口と國土	一八
第十四課	社會改善	一九
一	社會問題	一九
二	社會改善	二〇
第十五課	世界と日本	二〇

中等新公民教科書 下卷 目次終

中等新公民教科書 下卷

第一課 國家

一國 家

人類と國家

人類は社會の中に生まれ、種々の團體に倚屬して生活をつゞけて居る。而も人類は自己の生活と他人の生活との交渉に就いての自覺を有つて團結して居る。そこで人類の結合には直ちに目的の意識が加はり、一定の組織と統制力を有つことになり、益々鞏固なる團體を作るに至る。就中國家は基本社會であり、結合力の最も強い團體であつて、他の社會の統制力は國家の統制力を基礎とし、其の上に始めて成立する。故に、今日の國家は人類にとつて、其の社會生活を營む中軸である。各人は或民族を中

*Social Contract*  
ル  
國家の個人  
人民の生活  
居るべき  
國家の存在理由

心とし、一定の領土に據り、團體生活を統制する國家の權力を承認し、これに服従して行くことに依つて、それらの團體が發達すること共に、個人として其の人格を完成して行くことが出来る。かくて、人類の文化は現代では國家的生活を中心として發達して行くのであり、世界の歴史は、人類が國家的生活を充實發展せしめ、更に理想的な生活を實現せんとする努力として現れて居る。國家は社會生活をなす人類の自覺に基づく團體であるが、歴史的には、或民族を中心とする團結であり、實質に於ては、個人と各種の社會との調和をはかり、民族的理想を實現すること共に、更に人類の道義を完成することを最終の目的として居る。だから、國家の一員として社會公共の利益を忘れ、功利主義を重んじ、國家を以て單に個人の幸福を満足せしめる手段であること考へる如きは、國家の眞實の目的を忘れた謬見である。國家の統制力の必要を忘れ、

國家の作用

其の強制力を伴ふ組織を否認する無政府主義者の見解も、亦國家を便宜上の手段と觀、或は國家の成立が強力のみに基づいて居ることなすものであるから、これ又國家を正しく觀察して居ない偏見である。國家の權力は、盲目的な實力ではなくて、社會生活に必要な統制力であり、國法上の力であることを忘れてはならない。國家は其の統制を組織立て、又社會の秩序を確保する爲に立法作用を行ひ、此の法の下に國家的目的を實現する爲に行政作用を行ひ、或は司法權に依り是非の判別を行ふ。併し、要するに此等の作用は、社會生活の内容を充實する爲に行はれるのであつて、一面では國民生活の安寧と幸福とを増進し、又國家自身の維持と發達とを期すること共に、他方國民及び國家が共に人類全體の文化の向上と、世界平和の達成とに貢獻することを目的としてなされるのである。

國家の要素

【國家の要素】 人類が發達して、今日の如き進歩したる國家を組織するに至るまでには、永い歴史を經過して居る。人類が漸く集團的な生活を始めた頃には、小さな遊群をなして居たが、其の時代には、勿論未だ國家を形成する所までは進んで居ない。人々が農耕に従事し、或地方に定住するやうになるに及び、茲に始めて土地が集團生活の根據となり、社會生活の統制を益強くし、國家的生活を確立せしむる基礎が定まつた。

領土

現在に於て、各國家は何れも領土を基礎として存立して居る。故に領土は國家を構成する一つの要素であると言はれ、國家は領土團體であると言はれる。而して國家は其の領土内にあつては、原則として、他の國家の支配を排除して獨立に支配し、國家の領土内に在る者は、自國人はもとより外國人であつても、總べて其の國家の權力に服従せねばならないとされる。領土の法律上の特徴

領土の法律上の特徴

國民

は、かゝる一國の固有の支配範圍である所に存する。今日國際法の上で廣く領土と言ふときには、地域の外に領空及び領海を含むものこそせられて居る。領海は、一般には、沿岸より三海里とせられ、領空は領土及び領海の上空である。國家内の人民は、多く幾千年かの間に諸種の種族が共同の生活をなすことによつて融合同化し、同族の意識を有するに至つたもので、之を民族と言ひ、國家を形成するときには國民と呼ぶ。これが通常用ひらるゝ意味の國民である。併し法的に、國民とは國家といふ團體を構成する成員の總體を言ふのであつて、必ずしも、總べての成員が一つの同族の意識を有つて結合して居ることは限らない。國家にあつて最も重要な要素は、共同の目的の下に結合する永續的な組織的な此の人の集團である。

國權

領土及び國民の他に國家を構成する要素として、鞏固なる組織

領土の法律上の特徴

に基づく統治の権能、即ち國權が擧げられる。而して國家は此の國權を固有することに依つて、他の地域團體と區別せられる。國家の内部に存在する他の諸團體は、總べて國權の支配に服するのであり、又國家から認められた範圍内で自治權を行ひ得るに過ぎない。學問上或は之を國權と云ふ代りに統治權又は主權とも稱する。國家の總べての活動は國權に基づくものである。

國體と政體

國體とは主權の所在を異にするところから生ずる國家の形態をいふ。國家は種々の活動を營むため一定の統治組織をもつてゐる。此の國家の統治組織が如何なる形態を採つてゐるか、國家に依つて異なる。國家は此の統治組織の形態に従ひ、種々に分類することが出来る。政體とは此の統治組織の形態をいふ。國體の區別としては、先づ君主國と共和國とが考へられる。君

國體の區別

君主國、共和國、君主國、共和國、君主國、共和國

共和國、君主國、君主國、君主國、君主國、君主國

主國とは、國の元首が特に尊貴なる身分を保有し主權が君主の手にあるものを云ひ、共和國とは、然らざる國を云ふ。共和國の中で、人民一般に主權があるとする國家の形態を有してゐる國を民主國と稱する。我が國は云ふ迄もなく君主國である。國體は一國の基礎をなすもので、其の國家に特有なる國柄と離るべからざるものである。即ち其の國の建國の歴史と國民性と國民的文化との總べてを綜合し、其の國の存在理由の神髓として樹立された倫理的信念と結合してゐるのであり、其の國家の個性である。例へば國家を代表する元首が確固不動の地位を保有し、人民が之を翼賛し奉り、建國の理想を實現してゆくこと云ふが如きは社會的な又同時に倫理的な意味を含んでゐるものである。公民にとつては此の國體觀念を明徴にし、國民的自覺を確立することが重要である。其の國の國體の無視は恰も個人に於て個性を否認すること同

政體の區別

様であり、國體の變化は國其のものの變更であつて、前の國家の死滅を意味する。

政體の區別としては、立憲政體と專制政體とが考へられる。立憲政體では憲法に準據して主權を行使し、國務たる立法司法行政の三作用を主として行ふ機關を別個のものとし、其の立法作用には人民の公選した議員を參與せしめ、國の元首たる君主が、此等三機關の活動を統制して、圓滑に政治が行はれるやうな仕組になつてゐる。專制政體では人民の參政を認めない。昔の君主國には專制政體の國家が多かつたが、今日の君主國では、人民をして國政に參與せしめる立憲君主國が多くなつた。今日尙專制君主政體を採つてゐる國は獨立國ではシヤム、エチオピアだけである。かく政體は國體と異なり時勢に應じ適當に變更せられる。吾々は次ぎに尙我が國家に就いて考察しよう。

藩多の階制

三階制

二 我が國家

國家の變遷  
氏族制度

**國家の變遷** 我が國は古代に於ては氏族制度であつた。此の制度では天皇は國民の宗家の家長として國を治しめし、皇室の家長であらせらるゝと共に、全國の氏の上を御支配遊ばされた。尤も各氏族では、其の氏の上が、其の宗家の家長として支配する關係にあつたが、私の關係が入るから之をウシハクと言ひ、天皇の統治を區別した。家にあつては、家長が家長權に依つて其の家族を支配したのである。家には家族の外に家部といふ隷屬民があり、氏には部曲といふ隷屬民があつた。かくのごとく、國家の組織が血族關係を基礎として作られ、宗家の家長が多くの族長を通じて全體を統ぶる制度を族長國家と稱する。

大化の改新

然るに大化の改新に際し、從來の私田を廢して之を公田となし、又私民を廢して公民とせられた結果、茲に普天の下率土の濱王臣

K. G. J. J. J. J. J.

に非ざるなく、王土に非ざるなしといふ制度が樹立せられ、天皇統治の主義が徹底した。また漢土文教の政の主義を入れ、君を國の父母とする教化政治を目標とし、大寶令では、其の爲に大學を設け、大學を卒業した者を秀才、明教進士とし、之に位を與へ、官に闕員あるを俟つて其の位に相當する職司に補任する制度をこつた。蓋し、天皇統治の下に理に依つて導く王道の主旨に則つたものであつて、建國の精神の擴充されたものであることが明かである。ただ遺憾ながら此の制度に依つても舊來の豪族の勢力を一掃することを得なかつた。故に才學を有する者も、五位以上を有する者の子弟以外は實際に大學に入るを得なかつたし、賜田、功田として土地を私領し、後には墾田の名の下に土地を私領する者を生じ、莊園の私有から遂に鎌倉時代に至り、封建制度になつた。而して此の制度が、其の以後引續き徳川時代に及び、明治の初年まで續いた

封建制度

現在の組織

のである。  
現在の我が國の組織は、不合理な封建制度を打破することに依つて作られたのであつて、第一に天皇親政の主義が確立された。維新の最も重要な意義は茲に存する。第二に皇室の財産と國家の財産とが區別せられ、皇室費と國費も明かに區分せられて居る。又皇室内部の事務は國家の事務と區別せられて、制度上國家が公共の團體であることが明かにされた。第三に人民全體の人格の獨立が認められ、且つ之を相互に尊重すべきものとせられた。帝國議會が設置せられ、臣民の權利義務に關する法規は、議會の協賛を経たる法律に依ることを原則とする制度が採用せられたのは、主として此の事と關聯する。第四に天皇は神聖不可侵であるが、天皇の國務上の行爲には、常に國務大臣が輔翼し奉つるものとなし、國務大臣は其の輔弼の行爲に就いて、責任を有つ制度をこつ

た。かくして、我が國は明治二十三年に憲法が發布せられて以來、全く近代的な團體國家になり、政體としては立憲政體となつたのである。併し、此の事は萬世一系の天皇が我が國の統治者でましますこと、竝に吾等臣民が天皇を尊貴にして神聖なる御方として仰ぐ心持を變へたといふことを意味するのでは決してない。此の國民の信念は、帝國憲法の上にも明確に示されて居るのであり、たゞ建國の精神が、世運の發展につれ益々擴充徹底せられたことを意味するに止まるのである。

我が國體の精華

**我が國體の精華** 我が國は本來其の領土として大八洲を基礎とし、建國以來今日に至るまで、既に上下三千年の光輝ある歴史を有して居るが、常に神勅の趣旨を奉じ、萬世一系の天皇を統治者として仰ぎ、億兆心を一にして國家的理想を實現し、同時に各個人は、日本人として其の目的を實現することを理想として來た。帝國憲

法第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定せられて居るのは、此の觀念を、法的なる一面から制度化したものに外ならぬ。吾々は、吾々の祖先が盡忠報國を致した誠心を體得し、我が國の歴史を一層光輝あらしめばならぬが、其の爲には、吾々が現代の國家生活に於て、横の連帶關係にあると共に、更に縦の連帶にあることを自覺し、之を未來に發展擴充しなければならぬ。徒に過去を偲び、時代に逆行するが如きは、眞に歴史を尊重する態度ではない。我が國の萬邦に比類なき國體の精華は、國民の倫理的信念に基づき、進取的に、併し節制を保ち、萬世一系の天皇の下に、國政の運用を誤らず、進んでは最高の國家的道德を完成するに努めることによつて發揚せらるゝ。

第二課 天皇、皇室と臣民

天皇

天皇 大日本帝國は萬世一系の天皇統治し給ふ。これ建國の當初より定まり、爾來一貫して渝らざる所であり、未來永劫に亙る國民的要望である。天皇は本來惟神至聖にましまし、臣民と比倫を異にし給ふ。故に天皇は至尊として政務上及び御一身上何等の責任を負はせられない。これを天皇不可侵の地位といふ。外國の君主や共和國の大統領に於ても、憲法上原則として無答責の地位を認められて居るものがあるが、此等は制度の技巧として、國の元首の地位にあるが故に、在任中其の責任を問はないことを便宜とする趣旨に出でたものであつて、我が國の如く建國以來の國民的信念として、天皇を神聖不可侵と考へるのとは異なる所がある。これ天皇が霸道に依つて統治遊ばされたことがないからであつて、畏くも惟神の寶祚を承けさせられ、衆庶と相與に、和衷協同して國家の進運を扶持することに御專念あらせらるゝ御思召は

天皇不可侵の地位

統治權の總攬

申すも恐れ多き極みである。吾等臣民は天皇が常に中正なる態度を持せられ、國家の隆昌と臣民の慶福を中心の欣榮となし給ふ所に、民族的精神と國民道德の理想との源泉を見奉る。帝國憲法には「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と規定せられて居る。即ち統治の大權は天皇の總攬し給ふところである。故に立法權も司法權も行政權も總べて天皇に淵源せざるものはない。但し總べての國務を御一人で行はせられると云ふ譯ではないのであつて、司法權は法律に依り裁判所が之を行ひ、又行政權に就いても各省大臣以下の行政官廳及び自治團體に委託し、之を行はしめられるものがある。併し、憲法の改正及び立法權は勿論、主權の行用の大綱は總べて天皇の統べさせ給ふ所に屬し、天皇が萬機をみそなはず關係になつて居る。狹義に於て天皇の大權と云ふときは、特に天皇の親裁



大權事項

- 遊ばさるゝ主權の行用を云ひ、此等の事項を、天皇の大權事項といふ。但し此の場合に於ても、天皇が之を單獨に専行せられるのではなくして、必ず國務大臣其の他の機關の輔翼を受けさせられる。天皇の憲法上の大權の主なる事項は次の如きものである。
- 一、法律を裁可し其の公布及び執行を命ずること。
  - 二、帝國議會を召集し其の開會閉會停會及び衆議院の解散を命ずること。
  - 三、公共の安全を保持し、又は其の災厄を避くる爲、緊急の必要に由り、帝國議會閉會の場合に於て、法律に代るべき勅令を發すること。
  - 四、法律を執行する爲に、又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し、又は發せしむること。

判例官  
親父の  
勅令

國を

大權事項

國家の勳功有つては  
人から稱するべき  
勳功

- 五、行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免すること。
- 六、陸海軍を統帥すること。
- 七、陸海軍の編制及び常備兵額を定めること。
- 八、戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結すること。
- 九、戒嚴を宣告すること。
- 一〇、爵位勳章及び其の他の榮典を授與すること。
- 一一、大赦特赦減刑及び復權を命ずること。
- 一二、公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り帝國議會を召集し能はざる時、財政上の緊急處分をなすこと。
- 一三、戰時又は國家事變の場合に於ける非常大權。
- 一四、憲法の改正に就いて發案をなすこと。

詔勅

一五、貴族院の組織を定めること。

**詔勅** 天皇が大權を行はせられる場合は、口頭に依らせられるとき、文書に依らせられる場合がある。勅語は口頭に依らせられるときの主要なる場合である。文書に依らせられるときは、更に別段の形式の定めある場合と然らざる場合がある。法律、勅令、條約、親任官の任命等には、それ／＼形式が定まつて居る。之に對し、別段の形式を必要とせざる場合に於て、皇室の大事及び大權の施行に關する勅旨を宣誥するときは、詔書を以てせられ、文書に由るも臣民に對し一般に宣誥せられないときは、勅書を以てせられる。通常之を詔勅と併せ呼ぶ。此の種の要式は公式令の定むる所である。

皇位の繼承

**皇位の繼承** 皇位は萬世一系の皇統に屬する男系の男子が之を繼承せらるゝことは云ふ迄もない。天皇の崩御遊ばしたときに

踐祚

は、皇嗣が即ち皇位を繼承せられるのであつて、之を踐祚といふ。國史の上では讓位の例もあるが、皇室典範の制定以來、天皇の崩御以外には皇位繼承の原因は認められない。皇位繼承の順位は第一に皇長子及び其の子孫、皇長子及び其の子孫皆ましまさざる時は、皇次子及び其の子孫、以下之に例し、第二に皇子孫皆ましまさざる時は、皇兄弟及び其の子孫に傳へ、第三に皇兄弟及び其の御子孫もましまさざる時は、皇伯叔父及び其の子孫に傳へ、第四に皇伯叔父及び其の子孫も在しまさざる時には、其の以上に於て最近親の皇族に傳へられる。而して、皇子孫が皇位を繼承する順位では、嫡出を先にし庶出を後にするのであつて、皇庶子孫の皇位を繼承するのは、皇嫡子孫皆ましまさざる時に限られる。皇兄弟以上にあつては、同等内に於てのみ嫡を先にし庶を後にし、年長を先にし年少を後にする。

即位の禮・大嘗祭

天皇崩御あらせられたる時は、以上の順位に依り皇嗣が皇位につき給ふ。其の間一瞬の間隙を置かない。そして、新天皇は踐祚と共に當然祖宗の神器を受けさせられ、元號を建てて御一代の間改められることが無い。即位の禮とは新天皇が皇位を繼承遊ばしたことを中外に宣せられる御儀式であり、大嘗祭は即位後新穀を獻じて皇祖及び天神地祇を祭り給ふ御儀である。即位の禮及び大嘗祭は京都に於て行はせられる。

攝政

**攝政** 天皇が滿十八歳の成年に達せられざる場合、及び天皇久しにき互る故障に由り、大政を親らすること能はざる場合には、攝政を置かれる。攝政は成年に達せられた皇太子又は皇太孫が之に任せられ、皇太子孫あらせられざる時又は未成年の時には、順次親王及び王、皇后、皇太后、内親王及び女王の順序で任せられる。攝政は天皇の名に於て大權を行はせられるけれども、天皇の御一身

皇室典範

上の特權は攝政に及ばない。又攝政を置かれる間は、憲法及び皇室典範を變更することが出来ない。

**皇室典範** 我が國の組織を規定した基本的な法典は憲法であるが、皇位の繼承、攝政等國法上重要な制度に就き其の詳細の規定は、皇室典範の定める所に依ることせられて居る。だから皇室典範は、憲法發布と同時に制定せられた法典であつて、單に皇室の御家法に止まるものでなく、憲法と共に國家の根本法の一つである。皇室典範の改正には、帝國議會の議を経ることを必要としない。又皇室典範を以て帝國憲法の條規を變更することは出来ない。併し、皇室典範及び皇室令は一般國法に對し、別の立法系統として特別法の關係にあるから、法律や命令の中、皇族に適用すべき規定も、皇室典範又は之に基づいて發せられた規則に、別段の條規なき時に限り之を適用するのである。

皇室及び皇族

皇室及び皇族 皇室とは天皇の御一家をいふ。而して皇族とは天皇の下に皇室を組織せられる御家族をいひ、一般臣民と身分を異にせられる。皇族と稱せらるゝは、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王妃、内親王、王、王妃、女王である。皇子より皇玄孫に至るまでは男を親王といひ、女を内親王といひ、五世以下は男を王、女を女王と稱する。

皇族の特権・皇室經費

皇族は皇位繼承、攝政貴族院議員となる資格を有せられ、原則として一般法令の適用の外にあり、租税の免除と司法上の特権を有せられる。皇室の費用は皇室に屬する特別の財産から生ずる收入によつても支出せられるが、國家は皇室に對し國費の中から其の御費用の一部を支出する。これ所謂皇室經費であつて、皇室經費は現在の定額に依つて毎年國庫より之を支出し、將來増額を要する場合を除く外、帝國議會の協賛を要しない。現在の定額は四

百五十萬圓である。

皇族は右の如く重要な特権を有せられるが、一面其の身分に伴ふ特別の義務を有せられる。皇族は養子をなすことを得ない。皇族の婚嫁には勅許を要し、且つ同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限られて居る。皇族が國疆の外に旅行せんとするときにも勅許を要する。此の他皇族その品位を辱しむるの所行あり、又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て懲戒し、其の重き者は皇族特権の一部又は全部を停止し、又は剝奪せられることが皇室典範に定められて居る。

皇室と國民

皇室と國民 我が國に於ける皇室は、單に天皇の御一家として、現

に國民生活の中心であるばかりではなく、天照大神以來の宗家として過去より未來に互る情誼生活の中心であり、天祖垂示の顯現として大和民族團結の中心である。我が國の皇室が他國の王朝

皇室と選を異にし、苗字を用ひられて居ないのは、民族發生の當初から血族の中心として自然に平和に悠久の地位に即かれたからである。だから我が皇室は國民全體の皇室であつて、皇室が常に思念せられて居る所は國民全體の慶福にある。吾々は此の一事を常に深重に反省し、皇室尊重の態度を明かにすると共に、皇室を翼賛し奉り、益道義國家の理想の達成の爲、努力する所がなければならぬ。

### 第三課 立憲政治

#### 一 立憲政治

立憲政體

**立憲政體** 西洋の立憲政體は、主權が人民全體にあることを考へる人民主權説に對應する目的で採用せられたものである。我が國にはかゝる沿革はない。固より吾々の國が立憲政體を採用したの

*Prose*

は、外國の制度の長所を採り入れる爲ではあつたが、彼我國情を異にするものがあるから、單純に外國の制度の精神に依つてのみ解釋運用すべきではない。却つて我が國特有の歴史を尊重し、國民全體が現今の立憲政治の下に於ける天皇親政の眞義を自覺して、始めて國家生活の發達を期し得ることとなる。

現今の天皇が我が國の統治者として有せられる制度上の地位や性質は、過去に於ける天皇の制度上の地位や性質とは自ら異なつて居るけれども、それはむしろ建國の精神に一層徹底したこいふに過ぎない。即ち、立憲君主としての天皇親政の方法は、勿論以前とは異なつて居るが、天皇の御稜威の下に、吾等億兆が國家的理想を實現せんとする信念は一貫して失はないし、立憲政體は其の信念の下に樹立せられた制度である。我が國體の精華は天皇を統治者とし、其の御稜威の下に億兆心を一にして世々厥の美を濟

君民一致の政治

す點にあるが、立憲政體は恰も此の國體の精華を發揚する最良の方途として擇ばれた政體である。蓋し此の政體の下に行はる、政治の要旨とする所は、第一に億兆の心を君の心として大政を行ふ所に存し、所謂君民一致の政治になることを理想とする。そして、其の爲には衆議院は公選議員によつて組織せらるゝものとし、民意を代表するに考へられる議會の兩院の議員の中から大臣を擇んで天皇を輔弼せしめ、天皇は大臣の啓沃する所に従つて大權を行使せらるゝ、云ふ仕組が採用せられて居るのである。立憲政治を公民自治の政治であるに云ひ、民意に依る政治であるに云ひ、輿論政治であるに云ひ、被治者の同意に依る政治であるに云ふのは、何れも此の仕組の或働きに著目して謂つた言葉である。

法治政治

第二に立憲政治では、臣民の生命身體自由及び財産は法律に依つて平等に保障するを原則とする。所謂法治政治がこれである。

大臣責任制度

而して此の主義を確保する方法として權力分立制度を採用し、法律は議會の協賛を以て制定し、行政機關は此の法律を執行し又は法律の範圍内に於て國家的目的を實現する作用を行ひ、司法作用は裁判所が法律に依つて之を行ふ組織を採る。法治政治は各人の個性を尊重し、各人に其の本性を全うせしむることに依つて、全體としての向上を圖る理想に出でて居る。蓋し一の社會の眞の向上は、其の社會に屬するなるべく多くの個人が、一般的に向上することに依つてのみ之を期待し得るからである。立憲代議政治の目標は恰も茲に存するのであつて、最良最賢の人の指導の下に、全體を通じ、全體が向上することが其の理想である。立憲政治が衆庶に其の所を得しめ、億兆をして厥の美を濟さしむること云ふ理想に適合することは極めて明瞭であらう。

第三に立憲政治は責任政治であり、此の目的を達する爲に大臣

責任制度が設けられて居る。即ち此の制度では、君主は神聖不可侵であるが、君主が國務上の大權を行はれるときには、國務大臣の輔弼によらるゝものとし、大臣は其の輔弼の行爲に就いては、どこ迄も其の責に任ずること云ふ立前である。然るに皇統連綿として渝らざる我が皇室に就いて、天皇が神聖不可侵にあらせらるゝこと云ふことは吾等の國民的信念である。帝國憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定せられて居るのも、此の傳統的な不滅の信念を法文として表したものに過ぎない。併し、又王道の精神は理に依つて導く所に存するのであるから、輔佐の臣に非違があれば、之を糾弾する途が開かれて居なければならぬ。大臣責任制度は恰も此の目的に合するのである。だから茲にも我が國體と立憲政體との調和が見出される。

我が國に於ける立憲政治採用の經過

我が國に於ける立憲政治採用の經過

立憲政治は君主を中心に、

五箇條の御誓文

議會と國務大臣との協力を通じ、君民一致の政治をなすことを理想とする政治であるから、最も良く我が國體と調和する政治である。故に畏くも明治維新の王政復古と共に、明治元年三月明治大帝は既に五箇條の御誓文を下させ給ひ、「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣明せられ、立憲政治採用の大方針を明かにせられた。そして明治元年閏四月の政體書には「議政所と行政官とを分ち、議政官中の下局は、各藩からの貢士を以て之に充て、議事に參與せしめられ、翌二年には公議所待詔局を設け、公議所を更に集議院と改められた。明治七年五月には同様の主旨で地方官會議が開かれ、翌八年四月には元老院を立法府とし、大審院を設けて司法の最高機關とし、十一年には府縣會規則を公布して府縣會を設けさせられた。一方明治七年一月から板垣退助等が民選議院設立の建議をなしてから、國會開設運動をなすものが次第に多くなつて居た。

が、大帝は早くも國民要望の趨勢を察せられ、建國の精神と世界の  
 大勢に鑑み給ひ、明治十四年十月、遂に明治二十三年を期して國會  
 を開設すべき旨の大詔を渙發せられた。そして、翌年參議伊藤博  
 文を歐洲諸國に派遣して諸國の制度を調査し、憲法の立案に従事  
 せしめ、十八年二月には太政官を廢止し内閣を置き、二十一年四月  
 新に樞密院を設けて天皇最高の諮詢機關とせられ、第一に憲法の  
 草案を諮詢され、二十二年二月紀元節の佳辰を卜して、不磨の大典  
 である我が大日本帝國憲法は發布せられた。茲に我が立憲制度  
 は確立したのであつて、翌二十三年十一月に第一回帝國議會が召  
 集せられて、立憲政治の眞の第一歩が踏み出されたのである。か  
 くのごとく我が國の憲法は、明治大帝が國民の願望を嘉納あらせ  
 られて制定公布せられたもので、かゝる憲法法典を欽定憲法とい  
 ふ。

憲法發布

欽定憲法

協定憲法  
万民の憲法

帝國憲法は七章七十六條からなり、天皇臣民權利義務帝國議會  
 國務大臣及び樞密顧問司法會計補則に分れて居る。此の憲法は  
 我が國統治組織の根本法であるから、其の改正は他の國法と異な  
 り特に嚴重なる手續を必要とする。即ち其の改正の發議の權は  
 専ら天皇に屬し、而も憲法改正の議事を開く爲には、貴族院衆議院  
 共に其の總議員の三分の二以上の出席議員あるを要し、更に其の  
 出席議員三分の二以上の多數を得なければ、改正の議決にならな  
 いのである。議會に憲法改正の發議權が認められて居ないのは、  
 我が憲法が欽定憲法だからである。

立憲政治と公民

**立憲政治と公民** 近代立憲國の理想は、公民が進んで文化國を建  
 設する爲に努力すべきことを前提として居る。單に消極的に秩  
 序を維持すると云ふことに止まらず、經濟生活政治生活道德的生  
 活乃至藝術的生活に就いて各個人の實力を發展せしめる爲に、一



切の公民に参政せしめ、各人が各國家に對して寄與する所あることを期待して居る。故に人民全體の幸福が増進し得られるか否かは、各人が公民としての自覺を體得して行動するか否かに、かゝつて居る。公民とは、單に市制や町村制に定められて居る一定の資格を有する市町村住民を云ふのではなくて、本來の意味では個人が「社會」の一員として、其の社會生活を營む方面より觀察したるものを指すものである。だから公民の眞實の任務は、直接には立憲政治の下に於ける社會の一員として、其の社會的責任を果す場合に考へられる。

② 二 臣民・權利義務

日本臣民

**日本臣民** 日本臣民は帝國を構成する人的要素として其の臣民たる身分に従ひ、當然帝國の國權に服従すべき地位にある。吾々が日本臣民であることは、祖先以來自然に發達した關係から生じ

國籍

た所であるが、國家生活が複雑なるに従つて、國法上臣民たる者の資格を明かにすることが必要となつて來た。臣民が國家に所屬する身分關係を**國籍**といふ。故に憲法は日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依るとし、主として國籍法に依り、何人が日本臣民であるかを示して居る。

國籍の得喪

血統主義

屬地主義

**國籍の得喪** 國籍の取得は、國籍法の規定に依ると、第一には**血統主義**に依り、日本人の子は何處で生まれても日本臣民たる資格を取得することを原則として居る。即ち、子が出生の時其の父が日本人であれば日本の國籍を取得する。父が知れない場合又は國籍のない場合、母が日本人であれば其の子を日本人とする。併し、此の原則を補ふ爲に、第二に**屬地主義**をとり、日本で生まれた子の父母が共に知れないとき、例へば捨子のやうな場合、又は父母が何れの國籍も有たない場合、其の子が日本で生まれたときには、日本

国籍の喪失

の国籍を取得する。此の外法律は外國人が日本人の妻となり、入夫となり、養子となつたときには、日本人となるものとして居る。又外國人が進んで日本人になりたいと志望したときには、内務大臣の許可に依り日本に歸化することを許して居るが、それには一定の條件を必要とする。日本人たる父又は母に依つて我が子であること認知された子、夫が日本の国籍を取得した場合の妻、父又は母が日本の国籍を取得したとき、其の子が未成年である場合にも、原則として其の妻又は子は日本人となる。

此等と反對に日本人が外國人の妻となつた時、婚姻若しくは養子縁組に依つて日本の国籍を取得した者が離婚又は離縁して外國の国籍を取得すべき時、自己の志望に依つて外國に歸化した時には日本の国籍を失ふ。又日本の国籍を失つた者の妻及び子が、其の事實につれて、外國の国籍を取得したときには日本の国籍を

① 五等  
② 日本に帰化し、  
日本籍を  
取得する

臣民の義務

失ふ。屬地主義に依り日本人となつて居た子が、外國人の子として認知せられ、外國の国籍を取得したときにも、日本人でなくなる。

**臣民の義務** 臣民は、其の臣民身分に基づき、帝國の國權に服従せねばならぬが、帝國憲法は特に日本臣民の二大義務として、兵役の義務と納税の義務とを掲げて居る。即ち第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定し、更に第二十一條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と規定して居る。蓋し、帝國が世界の列強と伍して其の獨立を維持し、光輝ある傳統を確保する爲には、國防を完備し、必要なる兵力を保有しなければならぬが、その爲には國民義勇の精神に基づき、國民全體が其の重任に當らねばならないからである。これ我が國が國民皆兵主義をこつて居る所以であつて、現に施行せられて居る兵役法、その他の法律は此の主旨に基づく國法である。また國

家の秩序を維持し國防を完全にし、殊に日々に増大する國家の福利的施設を運用する爲には、莫大なる費用を必要とする事は云ふ迄もない。租税は此等の經費の支辨に充てる爲國家が課する所の負擔であるから、これ亦國民生活上當然負擔すべき臣民としての義務である。幾多の税法が其の義務の限度を示す爲に制定されて居る。

日本臣民が臣民たるの本分として、國憲と國法に服従すべきことは、國家生活を營む以上必然の事である。

臣民の權利

**臣民の權利** 日本臣民は以上の義務を有する代りに、他方帝國憲法に依つて、國家生活の本義に合致する範圍に於て、種々の利益ある地位が保障されて居る。之を包括的に臣民の權利と呼ぶのであつて、それには次のものがある。

一、日本臣民は法律の範圍内に於て、居住及び移轉の自由を有

する。

二、日本臣民は法律に依るに非ずして、逮捕・監禁・審問・處罰を受けることがない。

三、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、其の許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるゝことがない。

四、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、信書の秘密を侵さるゝことがない。

五、日本臣民は其の所有權を侵さるゝことがない。但し公益の爲必要なる處分は、法律の定むる所に依る。例へば、鐵道を敷設する場合に、或人の土地の上を通過することが避け難い場合には、土地の所有者たる個人の意志に反しても、公益の爲に之を收用することが出来る。併し、此等の場合には法律の規定に基づかねばならないのであり、又其の處分

- を受けた場合には通常補償が與へられる。
- 六、日本臣民は安寧秩序を妨げず、臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有する。
- 七、日本臣民は法律の範圍内に於て、言論著作、印行、集會、結社の自由を有する。
- 八、日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はれることが無い。
- 以上を總稱して一般に臣民の自由權と呼ぶ。
- 九、日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ、均しく文武官に任ぜられ、其の他の公務に就くことを得る。だから、門閥とか地位とか家格に依らず、一定の資格を具備するときには、國家の官吏になり、選舉人となり、又議員となり得ることを原則とするのであつて、之を參政權と名づける。

自由及び平等の  
其の社會的意味

二、日本臣民は相當の敬禮を守り、別に定むる所の規程に従ひ請願をなすことを得る。此の場合には一定の國家行爲を要求する權であるから、かゝる權を要求權と名づける。

臣民の權利に關する此等の事項は、原則として帝國議會の協賛に依る法律を以て規定するを要するから、個人の地位が制度上厚く保護せられる關係になつて居る。しかし、軍人は特別の規律に服従することを必要とするから、此等の條規は、軍人に對しては陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざる限りで準行せられる。一般臣民にあつても、戰時又は國家事變の場合の如き非常時にあつては、天皇大權の特別の發動に従はねばならない。後者を天皇の非常大權と稱する。

以上が我が憲法に擧げられた所謂臣民の權利義務であるが、立憲政治の下にあつて、各個人に自由と平等とを保障して居る主た

る目的は、單に個人本位に自由と平等を認めたと云ふ點に存するのではない。各個人が、公民として何れも有意義な存在であることを認め、それに自由と平等を保障したのであり、各個人に、社會人として、各、其の適する所に從ひ、社會的任務を遂行し得しむる爲にのみ、此等の自由と平等が認められて居るものである。だから吾々には生命身體の自由を維持する權利が認められて居ると共に、此の身體生命を健全に維持し、社會に貢獻する爲活動をなす義務が存する。財産權に就いても同様であつて、財産は人の社會的活動の爲に缺くべからざるものであるから、財産權に對する保障が存するのである。故に之を有用に活用することは、又公民としての義務である。

之を要するに、臣民の權利は個人の人格の承認を基礎とすると共に、それには社會的な任務が伴なつて居る。それ故に、立憲政治下にあつては、臣民が其の權利許りでなく、それに伴なふ社會的責任を明瞭に意識することが公民としての自覺の基本である。

#### 第四課 帝國議會

##### 一 帝國議會

帝國議會

**帝國議會** 立憲政治は公民自治の政治であり、民意に依る政治である。帝國議會は此の精神に從つて設置せられた機關であつて、議員が國民の意思を體して立法に參與し、豫算の議定に與かり、政府の行ふ所を監視する所に其の存在の理由がある。理想から云へば、國民が總べて參政の能力を有し、萬機を其の公論に依つて決すべきものであるが、事實國民全體が參政の能力を有つことは期待し得ない。又帝國の如き大國家に於て、國民が一堂に會して國政審議の任に當ると云ふことも不可能である。これ代議制度を

議會の構成

採用し、適任者を選出し、此の公選議員をして、帝國議會の構成に參加せしむる所以である。

**議會の構成** 帝國議會は、貴族院及び衆議院の上下二院から成つて居る。かゝる制度を兩院制度といふ。兩院制度を採り貴族院を設置した主なる理由は、第一に現實に立脚する理由であつて、實際社會に於ては知識財産門閥等の關係から、現實に實勢力上の差異が存するから、此の關係を參酌し、之を適當に制度の上に反映せしめたのである。第二は議會政治運用上の理由であつて、一院制度にあつては、多數黨が往々專横にながれることを妨げることを得ないから、他に一院を設けて之を索制せしめ、以て下院に於ける多數專制の横暴を防がんことを主眼とし、併せて議會に於ける審議を慎重ならしむることを目的とする。今日、大多數の國家は二院制度を採用して居る。

貴族院

皇族議員

華族議員

勅任議員

**貴族院** 貴族院は、貴族院令の定むる所に依り、皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織せられる。成年に達せられた皇族男子は當然貴族院議員となる。華族の中、公侯爵にあつては、滿三十歳に達すると共に終身議員となる。伯子男爵にあつては、滿三十歳以上の者が、各同爵者中より互選し、其の當選したる者が議員となり、其の任期は七年である。勅任議員には三種ある。第一は、國家に勳勞あり又學識ある三十歳以上の男子にて勅任せられた者であつて、終身議員である。或は之を勅選議員と呼ぶ。第二は、學士院會員たる議員であつて、滿三十歳以上の男子で帝國學士院會員の互選に依り勅任せられた議員である。第三は、多額納税者議員であつて、各府縣に於て、土地又は商工業につき、多額の直接國税を納付する年齢三十歳以上の男子の中から、府縣の大小により一人又は二人を互選し、勅任せられたる議員がこれであり、學士院

皇族  
華族  
勅任議員

皇族議員  
華族議員  
勅任議員

皇族議員  
華族議員  
勅任議員

皇族議員  
華族議員  
勅任議員

衆議院  
衆議院議員

選舉・選舉權及  
被選舉權

普通選舉制度

會員たる議員と共に、其の任期は七年である。

**衆議院** 衆議院は衆議院議員選舉法の定むる所に依り、公選せられたる議員を以て組織せられる。立憲政治は民意に依る政治であるから、人民に選舉權が認められて居るが、選舉は、單に選舉人各自の利益の爲に行ふものではなくて、議會と云ふ主要なる國家機關の構成員を選定する公務である。選舉權に對して被選舉權とは、選舉に依り當選したる場合に議員となる資格である。

選舉法は帝國憲法の發布と同時に公布せられたが、其の後屢改正が重ねられて、遂に大正十四年に普通選舉制度が實現せられ、當時舊制度では約三百萬人に過ぎなかつた選舉有権者は、一躍千三百萬人以上の多數に増加した。此の事は我が國立憲政治の發達の爲に特筆すべき事實である。蓋し、普通選舉制度とは、通常選舉人たる資格を納税額を以て制限せず、廣く一般人民に選舉權を與

へる制度を云ひ、此の普通選舉制度に對し從來の制度を制限選舉制度といふが、普通選舉は參政能力ある公民全體を國政に參與せしむることを理想とする。而して國家が共同團體であり、臣民が等しく其の一員である以上、此の公務を行ふに適當したる者には總べて選舉に参加せしめることは當然だからである。所が納税額に依つては此の參政能力の有無を決することを得ない許りでなく、多數民衆の利益を保護する上からも、參政權を有産者のみに與へることは不合理である。加之、民衆の地位の向上は、一國の文化を高め、國民に公共心を養はしめ、責任觀を涵養して國本を鞏固にする所以であるし、公民が自覺し、責任を有つて選舉に與へることは選舉の公共的性質を増大し、買収の如き陋習の行はるゝことを困難ならしめて、政界を廓清するを得しむる原因になるからである。立憲政治では公民が其の責任を自覺して、政治に参加する

選舉資格並に被選舉資格

と云ふことより以上に、政界廓清の有力なる方法は存在しない。而して、又民衆を有責任にするといふ方法は、公民自身の自覺に俟つより外には何の方法もないのである。

選舉法の定めて居る選舉人となる條件には、選舉權を得る爲の積極要件と、選舉權を得る爲に具備してはならぬ消極要件とがある。積極要件は帝國臣民たる男子であることと年齢二十五年以上たることである。被選舉權に就いては、其の積極要件は帝國臣民たる男子であつて、年齢三十年以上の者である。選舉人となるべき積極要件を備へて居ても、選舉をなすの能力なき者、その他種の點から選舉に與かるに適しないことせられる者には、選舉權は與へられないのであつて、かゝる消極要件を具備する者を缺格者と云ふ。禁治産者、準禁治産者、破産者にして未復權の者、貧困に因り生活の爲、公私の救助を受け又は扶助を受ける者、一定の住居な

き者、一定の刑に處せられたる者等は、選舉權及び被選舉權を有しない。又現役中或は召集中の陸海軍人、兵籍に編入せられたる學生及び生徒、華族の戸主は特別の境遇にある爲、選舉權及び被選舉權を有しない。在職中の一定の官吏及び歸化人等は被選舉權がない。また缺格者ではないが、或種の職務に就いては議員と兼務することが禁止されて居る。一般官吏は其の主なるものである。

議員の選舉

**議員の選舉** 選舉有權者であることを公證する爲に、調製せられる公簿を選舉人名簿と云ふ。選舉人名簿は、市町村長が毎年九月十五日現在に依つて、其の日までに引續き一年以上其の市町村内に住居して居る者の選舉資格を調査して作製し、十二月二十日に確定して、以後一箇年据置くのである。選舉は先づ投票區毎に投票所を設け、用紙投票に依つて之を行ふのであつて、選舉人は選舉當日自ら所定の投票所に至り、選舉人名簿の對照を経て、所定の投

選舉手續



選舉區

票用紙を受取り、自ら議員候補者一人の氏名を記載して投票函に投入する。次に、郡市は開票區となり、開票區毎に其の區の投票を集め、開票所に於て開票し、最後に選舉區毎に選舉會を開き、有效投票を最も多く得たる者から順次當選人を決定する。但し、議員候補者の數が選舉區の議員定數を超えない時は、無投票で其の候補者を當選人として決定する。故に選舉區とは或區域に屬する選舉人が一團をなすものとし、其の區域を單位として當選の効力が決定せらるゝ地域である。

選舉區制

我が國のごとき大國では、全國を一選舉區として選舉を行ふことは不便であるから、通常全國を多數の選舉區に分つ。而して、一區から一人宛の議員を選出する制度を小選舉區制度といひ、一區から數人の議員を選出する制度を大選舉區制度と云ふ。我が國では從來或は府縣を一單位とする大選舉區制度を採り、或は小選

選舉方法

舉區制度を採用したが、現在では人口約十三萬毎に議員一人を配當し、各選舉區は三名乃至五名を議員定數として居るから、全府縣一選舉區制度に對し、或は之を中選舉區とも呼ぶ。選舉の方法としては、多數代表法、少數代表法、比例代表法がある。多數代表法とは、一選舉區に於て投票の多數を得た黨派に、其の區の當選者を獨占せしむる方法である。故に此の方法では、選舉區に於ける少數者の意思は全く代表せられなくなる。少數代表法は、此の缺陷を補つて、少數者の意見を代表する者をも選ばしむることを目的とする方法であつて、現行制度の如く、各選舉區毎に數名を選出するものとし、併も一名の候補者だけを選んで投票する方法は、少數代表法的一種である。併し、此の方法では、候補者が個人的に一票でも多く得んとする爲、自然競争が激烈になり、従つて不正選舉が行はれ易い缺點を有つて居る。選舉の結果も公正ではない。これ

議員の特権

比例代表法の採用が主張せられる所以であつて、比例代表法と云ふのは、個人本位の競争を避け、選挙を政見本位に行ひ、且つ選挙人の投票の多少に比例して各派に公平に議席を分配する方法である。比例代表の制度は、我が國に於ては未だ行はれて居ない。

**議員の特権** 貴族院及び衆議院の議員は帝國憲法に依つて、特別に其の地位が保護せられて居る。即ち第一に、議院に於て發言したる意見及び表決に就いては、院外に於て責を負ふことがない。但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其の他の方法で公布したる時は、一般の法律に依つて處分せられる。これを發言表決の自由といふ。第二に兩議院の議員は、現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除くの外、會期中に其の院の許諾なくして、逮捕せらるることがない。これを身體の自由といふ。其の他、議員は歳費及び旅費を請求する權を有つが、其の職務は公務であるから、會議に

議會の作用

同意權

出席する義務を有し、又院の紀律に服し及び其の懲戒に服役する義務がある。

二 議會の作用

**議會の作用** 帝國議會は參與機關であるが、其の國政に參與する主たる方法に二種ある。第一は同意權であつて、通常事前になす同意を協賛といひ、事後になす同意を承諾といふ。帝國議會が其の同意の作用を行ふ場合を、更に次の如く二大別することが出来る。

一、立法行爲に對する同意權 立法の總べてが帝國議會の協賛を経て行はれるものではないが、總べて法律は帝國議會の協賛を経ることを要する。又憲法の改正に就いては議會の議決を必要とする。其の他、緊急勅令を發した場合には、政府は之を次の會期に帝國議會に提出せねばならぬ。そして、若し議會で承

諾が與へられなかつた場合には、政府は將來に向つて、其の效力を失ふことを公布せねばならぬ。

二、**財政行爲に對する同意權** 國家の歳出歳入の豫算に對する協賛權國債を起し及び豫算に定めたる以外に於て國庫の負擔となるべき契約をなす場合の協賛權豫算の款項に超過し又は豫算外に生じたる支出に對する承諾權緊急財政處分をなした場合に爲す承諾權がこれである。

議會の營む此等の作用は、政府の行ふ所と人民の欲する所とを合致せしめ、人民の同意に依る政治を實現することを目的とするものであるが、民意に依る政治の實を擧げる爲には、議會をして、更に政府が忠實に立憲主義の要求する所に従つて、國利民福を圖るか否かを監視せしめねばならぬ。これが議會の營む第二の作用であつて、此の種の作用は通常各院單獨に行はれるのであるが、人

監視權

民一般の意志を直接に代表すること解せられる衆議院の意思が重んぜられることは勿論である。次に、今其の主なる場合を擧げる。

一、**議員の質問權** 兩議院の議員が政府に對し、正規の質問をなさんとするときは、三十人以上の賛成者を求め、簡單なる主意書を作り、賛成者と共に連署し、議長を経て之を提出することになつて居る。此の正規の質問の外に、議員は議場に於て議事進行中、現に議題とされて居る事項に關し、口頭を以て便宜質問することが出来る。

二、**審査權** 各議院は國務に關し各種の事情を審査する爲、政府に向つて必要な報告又は文書を求めることが出来る。

三、**決算の審議權** 國家の歳出歳入の決算は、會計検査院之を検査確定し、政府は其の検査報告と共に之を帝國議會に提出する。

四、**請願受理の權** 各議院は人民の希望を受け入れ、其の機能を

其の他の作用

發揮する爲、人民からの請願を受理することが出来る。

五、建議權 各議院は法律又は其の他の事件に就いて、各其の意見を政府に建議し得る。但し、採納を得ざるものに就き同一會期中に再び其の建議をなすことを得ない。

六、上奏權 各議院は同様の場合、政府に建議する代りに直接天皇に上奏することを得る。

七、決議權殊に不信任決議權 各議院は其の希望又は意向を表明する爲、各種の決議をなすが、其の中特に重要なものは不信任決議である。此の決議は、下院が其の多數の意向に反對する態度又は政策を採用したる政府に對し、之を信任しないといふ意思を表明する決議であつて、政府の政治上の責任と密接なる關係を有つ。

此の他議院は對外的に働く權として、法律案の提出權議員の逮

議會の活動

議會の召集

捕を許諾する權を有し、對内的には、議院内部の整理に必要な規則の制定權議員の資格を審査する權院内の警察權懲罰權議員の請暇を許可する權等を有する。

議會の活動 帝國議會は間斷なく其の職務を行ふものではなく、一定の期間内、一定の方法に従つて職務を行ふ。

帝國議會の召集は天皇の大權に屬し、憲法上毎年一回召集することを常例とする。之を通常會と云ひ、其の會期は三ヶ月である。之に對し、臨時緊急の必要ある場合に召集される議會を臨時會と云ふ。又解散後には、五ヶ月以内に新議會が召集されねばならぬ。臨時會以外の召集の詔書は集合の期日を定め、少なくとも四十日前に發布せられる。議會が召集せられたときには、各議員は所定の場所に集まり、衆議院では議長及び副議長のない時には、其の候補者の選舉を行ひ、又兩院は各、其の構成を定める。議會は茲に成

開會

立する。次に勅命を以て開會の日を定め、其の日には兩院の議員を、貴族院に會合せしめて開院式を行はせられる。議會は開會によつて議事を開始することが出來、會期の計算は此の日から始まる。そして會期の満了によつて、再び議事をなし能はざる状態に入る。閉會の勅命は、此の議事能力を失つた議會をして其の成立を失はしむる天皇の行爲である。閉院式は會期満了の翌日に行はれる。會期が終ると共に、未だ兩院の議決を得ざる一切の議案、建議案等は、總べて一切議案としての力を失ひ、後會に繼續しない。これを會期不繼續の原則といふ。但し、例外として各議院は政府の要求に依り、或は其の同意を得て、議會閉會の間も、繼續委員をして議案の審議を繼續せしむることが出来る。

閉會

停會は開會に依つて生じた議會の活動能力を一時停止することを云ひ、これ亦天皇の大權に屬する。議院法に依れば、天皇は何

停會

休會

時にても十五日以内に於て議院の停會を命じ得る。停會の期間満了する時には、議院は當然再び議事を進行することが出来る。停會に對し、議會が自發的に一定期日の間議事を休止することを休會といふ。我が國は慣例上、毎年十二月末より翌年一月二十日頃まで休會する。

議事手續

兩議院は各、其の總議員三分の一以上出席しなければ議事を開くことを得ない。議事は原則として過半数で決し、可否同數であるときは議長の決する所に依る。會議は之を公開するが、政府の要求或は其の院の議決に依り、秘密會となすことを得る。政府より提出する議案は、何れの議院を先にしても自由であるが、豫算案のみは衆議院に先に提出しなければならぬ。各議院の議長は議事の日程を定めて議院に報告し、日程では政府提出の議案を先にする。併し、他に緊急の議事があり、政府の同

衆議院の解散

意があつた場合は別である。法律の議案は三讀會を経て議決するが、第一讀會では法律案全體に就き、審議すべきや否やを決し、第二讀會では第一讀會を通過したる案に就き、逐條審議し、第三讀會では第二讀會を通過したる案に就き、全體として其の可否を決する。但し、議員三分の二以上の多數が賛成する時は、此の順序の一部を省略することが出来る。豫算案は三讀會の順序を経ない。

**衆議院の解散** 衆議院の解散とは、衆議院議員全體に對し、任期満了前に其の資格を失はしめる天皇の行爲を云ふ。天皇が此の大權を有せられることは、議會が不信任決議權を有することと關聯して、憲政の運用上最も重要な點である。天皇は議會が不信任決議を爲した場合には、新に下院の多數の信任する者に、内閣の組織を命ぜられるが、他方、政府が議會の意向を不當と認め、民意を問ふ事を決した場合に、天皇は政府からの奏上に基つき此の解散の大

憲政の常道

權を行使せられるのであつて、天皇は常に中正の立場にあらせられて、立憲政治の圓滿に行はれることに、御專念あらせられるのである。

然るに、かくの如く、政府が政治上、下院に對して責任を有し、其の運命が下院議員多數の信任にかゝつて居ること、結局下院が民意を反映するものと認められて居るからである。憲政の常道とは、議會と政府との間に、かゝる關係のあることを認め、内閣制度が完全に運用せられることを云ふ。だから、下院が正當なる民意を反映して居ないと解せられる場合には、政府は下院の解散を奏請して、眞の民意を問ふことが出来るが、下院が民意を正當に代表すると考へられる限り、不信任の閣員が却つて、其の地位を去らねばならないのである。つまり立憲政治では、立法權と行政權とは、別の機關に依つて行はれることを原則とするが、兩者は相互

に交渉し、或は協調し、或は審判し合ふのであつて、兩者の背後には常に民意の働きのあることを豫想して居る。天皇の下に民意を基礎とし、立法部と行政部とが調和と均衡を保ちつゝ、制度の圓滿なる運用が行はれる所に、憲政の妙味が存在する。

三 政黨

政黨

**政黨** 議會政治は多數政治であるから、自己の政見を實現する爲には、民衆の多數の賛成を得なければならぬ。又議員として行動する上にも、同志の協力を得ることが必要となる。だから議會政治を完全に行ふには、必ず健全なる政黨の存在を必要とし、一定の組織を有する政黨の活動を俟つて、始めて國民の統一的な意思が議會に反映せられることになる。即ち政黨とは、或政治上の主義に就いて意見を同じうする者が、選舉及び投票を通じて、政權を擔當し、協同の努力に依つて其の政策の實現に當り、或は政府の

政黨の作用

施政を監視し、以て國家的利益を増進するため、一定の組織の下に結合して居る人の集團である。選舉及び投票に依る判断の表明を重要視するのであるから、政黨が政治上の主義を同じうする者の團體であること云ふことは、別に政見を異にする反對黨の存在すること、これを豫想して居る。一方で協同する人々が自ら團結すること共に、他方では、反對の意見を有する人々に寛大であり、其の批判を甘受することを是認する。かゝる條件の下に、政黨が輿論に従つて争ふとき、そこに始めて憲政の絶えざる發達を期待することが出来るのである。

政黨が其の理想を實現するが爲には、一定の組織を有し、永續的な協同の努力を必要とするが、政黨の行ふ重要な作用は、其の目的から云つて略、次の三種に歸する。

第一は選舉民に對する作用であつて、政綱政策を決定して之を

民衆に示し、其の多數の承認と後援とを得ることが其の一である。之を民衆から見ると、此の政綱の示す所に著目し、それらの問題に對する自己の意向を、投票に依つて示し得ることとなる。政黨が選舉に際し、候補者の選定並に推薦を行ふことは其の二であり、更に新聞雜誌その他、演說會、講演會等により民衆に對し政治的な教化作用を行ふことが其の三である。

第二は議會内で他の黨派との關係に於て行ふ作用であつて、其の最も重要なものは議會内に於て、多數を制せんが爲に營む諸機能である。討議を自黨に有利に發展せしめる爲の努力、議事進行上必要な他黨との交渉の如きは、總べて此の種の作用に屬する。第三は政府との關係に於て營む作用であつて、與黨としては政府を支持し、反對黨としては、政府の行ふ所を監視し批判する機能がこれに屬する。

政黨の弊害

政黨はそれ故に、民衆的な議會政治を行ふ爲に缺くべからざるものであるが、政治上の黨派は往々國家的利益を主眼とする政黨本來の使命を忘れ、黨利を目的とすることがある。又其の團結も、主義政見の合致を基礎とせずして、政權の獲得を専らとすることがある。民衆に對し、主義政見に依つて黨勢を擴張するに努める代りに、偏頗な利權の提供に依ることがあるし、或は黨争が感情的となり、暴力の行使さるゝことも稀ではない。或黨派が議員に一致の行動を執らしめる爲には、議員に對し金錢其の他の利益を提供することが多いが、黨の領袖が多額の費用を支辨することは、やがて政治を墮落せしめる原因となり易いのである。此等の弊害を避け、眞の民意に依る政治を實現する爲にも、結局は民衆自身の自覺に俟つより外はない。

輿論

立憲政治は輿論に依る政治と言はれるが、輿論とは社會の多數



人に依つて要望せられる意見であり、其の勢力が社會的に或期間持續せられ、各個人がそれに或程度まで拘束せられることを認めるに至つたものを言ふ。かくのごとき勢力を得る意見は、必ず社會に於て指導的地位を有する者が之を懷き、其の意見が發表せられ、漸次民衆の意見として確立せらるゝに至るものであつて、民衆の中の或少數者が實に其の原動力である。併し、此等の個人の意見の中には、感情や獨斷や偏見を混じて居ることもあるし、壓迫又は利害に捕はれ、附和雷同して發表せらるゝこともある。不眞面目な煽動や宣傳に依つて正當なる批判を蔽ひ、針小棒大の言論に依つて輿論が作らるゝ場合も少くない。故に、立憲政治を行ふに就いて、眞に社會を指導するに足る公正なる輿論を成立せしむる爲には、やはり個人の自覺が必要であり、健全なる思想と主張とが、言論新聞雜誌著書等により、又講演演説等により、漸次社會的な勢

力を得るに至ることが望ましい。政黨の活動に依つて輿論を形成するときにも固より此の條件が必要である。公民が公正なる輿論を作る爲には、何よりも冷靜なる批判力が必要である。

### 第五課 國務大臣・樞密顧問

國務大臣

**國務大臣** 天皇が國務上の大權を行使せらるゝに當り、輔弼して其の責に任ずる機關を國務大臣と云ふ。凡て緊要なる政務は、國務大臣に依つて組織する内閣の議を経たる後、内閣總理大臣より奏上し、天皇が之を勅裁して行ふのである。たゞ比較的輕微なる問題に就いては、各主管大臣の決意したる所を、内閣總理大臣を経て奏上し、勅裁して行はれる。一般に立憲國では、君主の一切の國務上の行爲には、輔翼する機關が存するが、政務に就いて輔翼する行爲を特に憲法上輔弼といひ、國務大臣が國務を議するため、構

内閣

成する合議制の機關を内閣といふ。大臣責任制度は、立憲政治の最も重要な特徴の一であるから、帝國憲法第五十五條第一項には、「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と規定して居る。内閣制度に就いては内閣官制がある。

國務大臣ニ行政大臣

國務大臣は、通常内閣總理大臣と各省大臣即ち行政大臣とがこれに任じて居る。そして、内務大臣、文部大臣、其の他一面では行政大臣である者が内閣總理大臣と共に内閣を構成するから、國務大臣と行政大臣とは混同され易いが、性質上は全く別個のものである。各省大臣は主管事務に就いては、臣民に對し、直接に有效なる國家意志を決定表示し得る權限を有する機關即ち官廳である。これに對し、國務大臣は内部的に天皇を輔佐する機關である。だから、國務大臣は必ずしも各省大臣でなければならぬのではない。なくて、所謂無省大臣又は無任所大臣を設け得る。

副署

次に帝國憲法第五十五條第二項は、「凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス」と定めて居る。副署は、國務大臣が其の大權行爲に就て輔弼した事を證明する形式である。勿論、國務大臣の責任は副署に依つて生ずるものではなく、輔弼に基づいて生ずる。又國務大臣が其の責に任ずるのは、決して天皇に代つて其の責に任ずるのではない。輔弼の重任は常に存する。故に此の任を怠り、此の任を誤るときは、文書に依らざる場合に於ても、固より大臣は其の責を免かれるものではない。又國務大臣が負ふ輔弼の責任は、憲法上各大臣毎に之を負ふものの如くに規定されて居る。併し、實際政治の上では總べての重要な政務は、内閣の合議に依つて決せられるのであり、それが既に輔弼であるから、結果としては通常連帶責任になるのであつて、總べての國務大臣が當然連帶的に其の責に任じなければならぬことになる。實

政黨内閣政治

際に、憲政の運用上、議會が政府の施政を問題にする場合にも、閣員は連帶的に其の責に任ずるものとして行動して居る。  
○内閣制度が、立憲主義の本旨に従つて完全に運用せられて居る時に、これを議院内閣政治と云ひ、かかる場合には、政黨を基礎とし、内閣の組織者は通常議院に議席を有する者であることを本則とするから、或はこれを政黨内閣政治と稱する。

樞密顧問

**樞密顧問** 樞密顧問は國務大臣と同様、天皇を輔翼する機關であつて、樞密院官制の定める所に依り、樞密院と云ふ合議制の機關を構成し、天皇の諮詢に對し奉答することを其の職務とする。合議制の機關であるから、顧問官各個が意見を奉ることを得ない。又諮詢に奉答する機關であるから、進んで意見を奉るものではない。即ち、施政に干與するを得ないのである。樞密顧問は國務大臣の如く、議會との關係で責任を負ふ機關ではない。

諮詢

樞密院の組織と権限

樞密院は議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官長一人、書記官三人を以て組織し、議長、副議長、顧問官は、年齢四十歳以上であることを要し、元勳及び練達の人を選んで親任せられる。此の種の顧問官の他、各大臣は、職務上當然顧問官たる地位を有し、樞密院に列して表決する權を有する。樞密院の權限は次の如きものである。

- 一、皇室典範に於て、其の權限に屬せしめたる事項。
- 二、憲法の條項又は附屬の法例に關する草案及び疑義。
- 三、憲法第八條並に第七十條の緊急命令、同第十四條の戒嚴の宣告、其の他罰則の定ある勅令。
- 四、列國交渉の條約及び約束。
- 五、樞密院官制及び其の事務規程の改正に關する事項。
- 六、其の他臨時に諮詢せられたる事項。

### 第六課 行政官廳

行政作用

行政事務の分類

**行政作用** 行政とは、法を執行し又は法の範圍内に於て國家を管理し、其の目的を實現する爲に行ふ總べての作用を云ふ。其の重要なものは、天皇の大權として天皇自ら國務大臣の輔弼の下に親裁せられるが、他の大部分は、天皇の下にある各種の機關をして行はしめられる。狹義に於て行政とは、大權に依る作用を除き、此等天皇の下にある諸機關の行ふ行政作用のみを言ふ。此の種的作用は、其の内容極めて廣汎であつて、國務の殆ど全般に及ぶが、事務の性質上凡そ次の如くに大別せられる。

一、**内務行政** 公共の安寧秩序の保持と國利民福を圖ることを目的とするものであつて、更に二種に大別せられる。

イ **警察行政** 公共の安寧秩序を維持し、損害の發生を豫防する

爲、人民の自由を制限する作用である。これに保安警察、風俗警

察、衛生警察、交通警察、産業警察の區別がある。

ロ **保育行政** 社會の安寧秩序を保持するに止まらず、進んで文

化を開發し、國民の福利を増利する作用を云ふ。教化、保健、救恤

土木、産業、通信、交通等は、其の著しい部門である。

内務行政は現在内務、文部、農林、商工、遞信、鐵道、拓務の七省が分掌して居る。

二、**外務行政** 外國との修交、外國に對する自國及び自國民の利

益の維持、保護及び増進を目的とする作用であつて、外務省の主管に屬する。

三、**軍務行政** 國軍を編制し、軍需品の製造供給をなし、國防の目的を達するが爲の作用であつて、陸軍省及び海軍省に依つて主管せられる。

行政行爲

四、法務行政 司法權の行使に必要な事務或は其の發動に伴なふ執行作用であつて、裁判所の配置、司法事務の監督、犯罪の捜索、刑の執行等がこれに屬し、司法省の所管である。

五、財務行政 國家が其の作用を行ふに必要な財政を經理する爲の事務であつて、租税の徵收、國有財産目録の調製、豫算の編成、國債事務等主たる會計事務の一切を含み、大藏省の所管である。

**行政行爲** 國家が行政作用として營むべき事務、即ち行政事務は以上の如くに分類せらるゝが、其の事務を實際に行ふ爲の行爲は、或は事實行爲であり、或は法律上の行爲である。事實行爲とは土木の工事をなし、道路の掃除をなし、學校で講義をなすが如く、直接權利義務の發生、變更、消滅を目的とし、ない行爲である。これに對し、法律上の行爲とは、直接權利義務の發生、變更、消滅を目的とし、従つてそれに相當する効果を發生する行爲を言ふ。特許を與へ、營

行政官制及び行政規則

行政官廳

業を許可し、私立學校の設立を認可するが如き行爲はこれである。此等の例の如く、行政上具體的に事件を處理する爲になさるゝ法律上の行爲を行政處分と名づける。但し、法律上の行爲が常に行政處分であるを考へてはならない。工事の請負、契約、必要品の買入れの如き、民事的性質を有する行爲は行政處分ではない。

**行政官制及び行政規則** 次に國家が行政作用を營むに就いては、それに必要な機關を定め、其の機關を選任することが必要である。多くの行政作用に就いては、其の事務を營む際に守るべき規則が定められて居るのが通常である。吾々は、行政機關の組織及び權限を規定した法を官制と呼び、行政事務を行ふ爲に定められた法を行政規則と名づける。

**行政官廳** 行政官廳は、行政機關中、外部に對し有効に執行せらるる國家意思を決定し、直接之を表明し得る國家機關である。これ

行政官廳の種類

に對し、他の行政機關は行政官廳を助け、又は行政上の目的を達する爲の事實行爲をなす機關であつて、これを補助行政機關と云ふ。通常一の行政官廳の下に、若干の補助行政機關を配し、行政組織上の單位を形作ることになつて居る。例へば、文部大臣は官廳であつて、次官、局長、課長、屬等が其の補助機關をなし、文部省と云ふ行政組織上の單位を形作る。又府縣知事は官廳であるが、其の下に部長、課長、技師、屬等があつて、府縣廳と云ふ一單位をなして居る。

**行政官廳の種類** 行政官廳は其の事務の性質及び範圍に依り、或は階級の上下に依り、或は其の管轄する地域を標準とし、或は一人で構成するか、數人に依つて構成せられるかに依り、多くに區別することが出来るが、今管轄地域を標準とする區別を中心として説明すること、先づ之を中央行政官廳と地方行政官廳とに區別することが出来る。

中央行政官廳

各省大臣

内閣

中央行政官廳とは、其の管轄が全國に及ぶものを謂ひ、地方行政官廳とは、其の管轄が一地方に限局せられて居るものをいふ。

一、各省大臣は中央行政官府の主たるもので、各官制の定むる所に依り、行政事務の一部を分擔する獨任制の官廳であり、事務の性質に依り、現在では内務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、逓信、鐵道、拓務の各省に、それ／＼一人の大臣がある。此の外、各省に所屬する特別官廳として、例へば内務省に社會局があり、大藏省に造幣局等が存する。

二、内閣は、本來國務大臣が一體となつて天皇を輔弼する機關である。併し内閣が合議體として外部に對し、有效なる意思を決定する時には、合議體としての内閣が行政官廳である。又内閣の首班である内閣總理大臣が閣令を發し、處分を行ふ如き場合は、行政官廳たる性質を有する。内閣總理大臣の下には、賞勳局

會計検査院

資源局恩給局等が特別行政官廳として存する。  
 三、會計検査院は天皇に直隸し、國務大臣に對して特立の地位を有する合議制の官廳である。其の職員として院長部長検査官書記官等を有する。其の権限は決算の検査確定をなすを主たるものとし、官金の收支官有物及び國債に關する計算を検査確定し、會計を監督し、其の權限内に於て政府に意見を述べ、天皇に上奏する權を有し、又出納事務を掌る官吏の賠償責任に就いて審判を下す權限を有つて居る。

行政裁判所

四、行政裁判所は、國務大臣及び司法裁判所から獨立した地位を有する合議制の官廳で、長官と評定官とがある。行政官廳の違法處分に由り、權利を侵害せられたとして、人民の起した訴訟を審判する機關であつて、違法の行政處分を救済する目的をもつものである。國法の認めて居る行政訴訟事項は、海關稅を除く

地方行政官廳

外、租稅及び手数料の賦課に關すること、租稅滯納處分に關すること、營業免許の拒否又は取消に關すること、水利及び土木に關すること、土地の官民有區分の査定に關すること、その他、法律勅令に依つて特に行政訴訟を許したる事項である。行政裁判所は東京に一箇あるのみで、審判にも階級があることなく、常に一審であり且つ終審である。  
 地方行政官廳の主なるものは府縣知事であるが、此の他、東京府には、警視總監があり、北海道には北海道廳長官があり、なほ其の外に行政官廳として、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東長官、南洋廳長官がある。行政事務の一部のみを特別に取扱ふ地方行政官廳には、稅關長、稅務署長等がある。

**官吏** 官吏とは任命に基づき、天皇の下にあつて一定の國家事務を擔任し、國家の爲、勤務に服する特別義務を有する自然人を云

官吏

ふ。即ち其の義務は、任命に依つて發生する特別義務であつて、一般國民たるの地位に基づく當然の義務ではない。例へば、兵卒や陪審員になるのは、臣民身分に基づく一般的義務であるから、其の職に就くのは官吏になるのではなく、市町村長が戸籍事務を行ふごとき場合は、國務を行ふのではあるが、特別の任命がないから官吏ではない。又官吏は國家の事務に就いて勞務に服するのであるから、自治團體の事務に従ふ場合は公吏であつて官吏ではない。官吏の勞務の程度には一般的限界がなく、一に國家に依つて決定せられる。又其の勞務の種類も一定せず、國家に依つて變更せられ得る。

官吏は、任命といふ國家の行政行爲に依つて、一般國民とは異なり、國家に對し特別の服従關係に入るのであるから、通常任命せられる前に其の個人の同意を得る。また國民が官吏となり得るこ

官吏の種類

こは、均しく日本臣民の權利として認められて居るが、實際には原則として男子であり且つ一定の試験經歷、其の他の事實に依り、それだけの能力を有することが明かにされて居ることを必要とする。國の官吏として任命せられるに要する此の種の條件を任官要件又は任官資格といふ。任官は特別な身分關係の發生を意味するのであるが、之に對し、補職とは既に任官したる者を特定の職務に就かしむることを云ふ。各省大臣、局長等にあつては官職相伴なふが、各省書記官、地方書記官、技師、地方事務官等では官と職とが別になつて居る。

次に、官吏は之を武官と文官とに分ち得る。武官とは軍務に當る官吏を云ひ、文官とは然らざる官吏を云ふ。文官に司法官と行政官とがある。司法官は民事刑事の裁判事務を行ふべき官吏であり、行政官は行政事務を行ふ官吏である。更に官吏は何人が其



新設官  
 海軍省長官 大佐  
 国務省長官 大佐  
 朝鮮総督 大佐  
 陸軍省長官 大佐  
 軍務局長官 大佐  
 師団長官 大佐  
 文官の俸給  
 自由俸給...  
 特別俸給...  
 官吏の義務

の任命を行ふかに依り、高等官と判任官とに分たる。高等官は天皇によつて任命せられる官吏であるが、高等官にも天皇が直接任命の手續を行はせられる親任官と、内閣總理大臣が天皇の旨を奉じて任命の手續を行ふ勅任官と、天皇に内閣總理大臣が其のこゝを奏して任命の手續を行ふ奏任官の區別がある。判任官は直接各官廳の權限として任命せられる。

官吏は法規に基づき、其の職務を執行する所謂執務の義務を有つて居る。故に官吏は職務を離れ、又任意に居住の地を離れることを得ない。次に官吏は其の職務に就き本屬長官の命令を遵守する義務がある。これを服從の義務といふ。更に官吏が其の職務を行ふに就いては、自己の公正なる意向に問ひ、最も國家の利益に適するに認めるところに従はねばならぬ。これを忠實の義務といふ。又身分上の特別義務としては、官の秘密を漏洩せざる義務、特

官吏の權利

に廉恥を重んじ貪汚の所爲なきこと、威權を濫用せず謹慎懇切であり、且つ品位を保持する義務がある。なほ本屬長官の許可を得ないで擅に私職に就き、又は商業を營んではならない義務等がある。以上は國法が官吏服務紀律に依り規定して居る官吏としての義務である。官吏は天皇の下に公務を行ふ者であるから、私利を離れ公正に職務を行ふことは勿論であるが、國民に對しても懇切丁寧でなければならぬ。

官吏は特別の義務を負擔する代りに、他方に於て種々なる特別の權利を認められて居る。先づ身分上の權利としては、官吏たる地位を濫りに奪はれざる權利、其の擔任する官職を維持する權利を有する。第二に在官中の財産上の權利として、一定の俸給を受ける權利がある。俸給は單に官吏の勞務に對する報酬の意味を有するに止まるものではなく、官吏の生活を維持する爲の費用で

身分上の官  
 職務上の官  
 官吏の職務上の義務  
 職務執行の義務  
 忠實の義務  
 服從の義務  
 身分上の特別義務  
 忠實の義務  
 服從の義務

Handwritten notes at the top of the right page, including mathematical expressions like  $5 + 11$  and  $2 \times (\frac{50}{100} + \frac{11}{150})$ , and vertical text such as '中等新公民教科書' and '下巻'.

法と道德との區別

あると共に、更に其の品位を保持する爲の資である。第三には恩給及び扶助料を受ける権利がある。恩給は官吏關係消滅後嘗て官吏であつた者に給せられる生活の資であり、扶助料は國家が官吏の死亡後、又は官吏が退官後死亡した時、其の遺族に給せらるゝ生活の資である。此の外官吏は自己の義務を履行するが爲、支出したる特別の費用を償ふ爲に、實質上の辨償を受ける。旅費、日當、宿泊料、支度料、交際費等は實費辨償の主なるものである。金錢を支給せられる代りに實物の給與又は貸與を受くる場合もある。

第七課 國 法

法と道德との區別 法とは、或社會に於て一様に従ふべきものこせられて居る行爲の準則を云ふ。即ち客觀的に課せられ、破るべからざるものこせられて居る行爲の準則であつて、之を破つた者

に對しては通常或制裁が加へられる。吾々は、吾々の日常生活において、座右銘を作つて之を日常生活の行爲の準則とする場合がある。併し、いかなる座右銘を用ふるかは、個人が任意に定めるところであるし、之をどの程度迄遵守するかも結局個人の意志の強弱にかゝつて居る。道德律とか慣習とかは社會が必要とし、社會的な環境から従ふべきものこせられて居る行爲の準則であつて、それを無視することは、場合によつて、其の社會の存立を危くする。だから之を破つた者に、或社會的制裁が加へられることも多いのである。此の點では道德律や慣習は遙かに法に近い性質を有つて居る。併し、此等の行爲の準則も必ず一様に従ふべきものとして、強制的に課せられて居る共同生活の規範ではないのであつて、それを自己の行爲の準則として採用するか否かに就いては、個人の自由なる選擇に一任せられて居る關係にある。道德の本

國法

質が自律性にある。云はれるのは此の關係を指すものである。然るに、法の場合には、共同生活の爲に必要であり、人類の利益をみたす爲に必須である。せられる行爲の準則を他律的に定め、一定の條件の下に置かれた者は、それに背くことが拒まる。道徳律は勿論必要ではあるが、社會の存在を確保する爲には、此の種の法が絶対に必要である。

**國法** 國家も亦一の社會であるから、其の統制を維持し、人類の社會生活上の利益を實現する爲には、其の法を缺くことを得ない。吾々は國家がかかる目的の下に制定し、又此の目的の爲に其の國家の法として承認した行爲の準則を一國の國法と名附ける。殊に、憲法は國法の基本であつて、國體の精華は其の中に成文化せられ、國家の基本的組織、國家の構成、臣民の基本的な權利義務の關係は此の中に規定せられて居る。故に憲法は國家の根本法である。

國法の種類

他の法令は、憲法に基づいて發せられた國法であるが、ともに國家を維持し、國民幸福を圖るに缺くべからざるものである。吾々は教育勅語の中に、「常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ」と仰せられた意味をよくよく、玩味しなければならぬ。

**國法の種類** 國法の中、文書を以て公布せられたるものを成文法といひ、文書に依らないで法として成立したものを不文法といふ。不文法の主なるものは、社會生活上ながらく慣用せられ、國家に依り認められるに至つた慣習法である。現今の國法は、成文法として公布せられるのが原則であつて、慣習法は例外的にしか認められない。而して、成文法にしても、不文法にしても、其の國法が、國家の存在をそれ自身に就いての規律又は國家に所屬する關係に於ての人民と國家との法律關係を規律するものである時には、之を公法といひ、それ以外の法で主として私生活を規律する法を私法と

法律及び命令

いふ。憲法行政法刑法選舉法のごときは公法の主要なるものであり、民法商法のごときは私法の主なるものである。

**法律及び命令** 吾々が普通法律を學ぶごか法律に背いてはならないごかといふ場合の法律は、國法を實質的に解して、一般抽象的な法をさして居る。併し、帝國憲法で法律ご云ふ場合には、別段の形式及び手續を以て制定せられた國法を云ひ、勅令閣令省令府縣令等の命令に對して考へらる。我が國は立憲國であるから、一般に臣民の權利義務を規定する法は、天皇が帝國議會の協賛を以て制定せらるゝことを原則とする。法律の制定は法律案の提出に始まり、帝國議會の協賛を経たる後、天皇の裁可に依つて成立する。法律案の提出權は政府ご各議院ごに屬する。何れも一院が可決すれば他の院に送り、各院共、三讀會を経て可決せられることを原則とする。これで帝國議會の協賛が終つたのであつて、其の

法律制定の手續

法律の效力

法律案は、即日最後に可決せられた院から天皇に奏上する。裁可は帝國議會の議決した法律案を嘉納して、法律ごせられる天皇の行爲である。是に依つて、法律案は法律として成立するのであるが一般に公知せしむる爲には、更に之を公布することを必要とし、公布の日、又は公布後或期間を経て法律としての效力を發する。公布後は、法律の不知を以て免かれることを得ない。

法律は憲法に次ぐ重要な國法であつて、其の效力は皇室に關する特別法である皇室典範及び皇室令を別とし、一般國法の中では最上級に置かれて居る。だから、勅令閣令省令等命令を以ては法律を變更することを得ない。法律に牴觸する限り、其の命令は無効である。かくて、日本臣民の地位ご其の權利義務の關係ごが法律に依つて保障せられることになる。但し緊急勅令は、公共の安全を保持し又は其の災厄を避けるため、緊急立法の必要があり、

命令の種類

併も、帝國議會閉會の場合に發せらるゝ勅令であつて、これは法律に代る效力を有し、法律を廢止又は變更することが出来る。

命令の種類としては、緊急勅令の外、勅令には貴族院令、樞密院令があり、法律を施行する爲に必要な執行命令、公共の安寧を保持し及び臣民の幸福を増進する爲に發せらるゝ獨立命令が存する。

執行命令及び獨立命令は行政命令とも呼び、官制、恩赦令の如き所謂大權命令と區別する。行政命令は行政官廳に依つても發せらるゝのであつて、發令する行政官廳の種類に應じて、閣令、省令、府縣令、警視廳令等が存する。皇室令、勅令、閣令及び省令は公布の日から起算し、滿二十日を経て施行せられ、府縣令は公布後七日を経て實施せらるゝことを原則とする。尙重要なものとして朝鮮に朝鮮總督の發する制令、臺灣に臺灣總督の發する律令がある。

國法の尊重

國法の尊重

國法には以上の如く種々なるものがあるが、何れも

法と道德との關係

社會生活の規範であつて、これに依つて社會の秩序が維持せられ、國民生活の安全と幸福が保障せられ、國家の統一的な發展が期待せられる。故に國法を遵守することは、國民として最も重要な義務である。國法には通常、其の違反者に制裁を課するが、立憲法治國の國民は制裁があるから、國法に従うと云ふことになつてはならない。國法を重んじ、其の規定に従うと云ふことは、結局互に公民としての地位を尊重し、ともに向上すると云ふことである。

法と道德との關係

國家生活の秩序の維持は、勿論單に國法の力

に依つてのみ保持せらるゝのではない。如何なる場合にも、眞の規律は結局は各個人の自治、自律に俟つべきものである。だから、國家生活に於ても、國法以外に道德の力に俟つ所が多い。併し、道德律は本來自律的なものであるし、非組織的であるから、道德の力のみには依つては、其の秩序を維持することが出来ないのである。

故に法と道德とは互に相助け相補つて、社會生活の維持と發達に役立つて居るものと云はねばならぬ。

加之、法と道德とは、元來その發生した状態から考へても密接なる關係を有ち、ともに社會生活上の必要に基づき自然に發達して來たものである。だから、昔は法と道德との區別は今程はつきり考へられなかつた。然るに、人文が漸次進むにつれて、法と道德との區別が明瞭に考へられると共に、恰も兩者は對立するものやうに意識せられ、法は外部から行爲を制限するものであり、道德は心の内部で意思を支配する規範であつて、兩者は殆ど無關係であることすら考へられるにいたつた。併し法と道德とは決して對立するものとして之を考ふべきものではない。兩者の使命は社會的規範としては異ならない。だから、國法を制定するにあつては、國民道德の内容を參酌することが必要であるし、國民道德の完

成と云ふ點から云へば、逆に國法を無視して其の目的を達することが出來ない。故に、公民としては益、國法と國民道德とが合致するやうに努力することが必要であるし、國法をかゝる態度で尊重する精神を涵養することが亦必要である。

### 第八課 裁判所

裁判所

**裁判所** 裁判所は天皇の名に於て法律に依り司法權を行ふ機關である。

而して、司法權とは訴訟に就き法的な判斷を下す國家作用を云ふ。訴訟に就き法的な判斷を下す作用は、民事及び刑事の外に行政裁判の場合があるが、普通司法權と云ふ時には、民事及び刑事の裁判を指す。裁判所が天皇の名に於て司法權を行ふこと云ふのは、司法權も亦天皇に淵源することを意味し、司法の中正なる所以を示すと共に、之を行ふものが天皇の下にある裁判所である

司法權の獨立

ここを意味する。

專制時代には、司法作用も亦普通の行政官の手に依つて行はれ、其の手續も嚴重に規定せられて居なかつた爲、人民の生命・自由・財産は屢、行政官の專斷的な處分に依つて侵害せられた。現在の立憲制度に於て、司法を行ふ機關を別に設け、其の手續は法律に依らねばならぬこととしたのは、此の行政官の專制に對し、人民を保護する主旨に基づいたのであつて、現に刑事訴訟は刑事訴訟法に依らねばならないし、民事訴訟に就いては民事訴訟法に依つて精密に其の手續が規定せられて居る。そして、裁判官は此等の法律に依つて裁判を行ひ、他の官廳の干渉或は上級機關の指揮を受けず、獨立に法令を解釋し、適用するのである。これ所謂司法權の獨立であつて、立憲制度の重要な機構の一をなして居る。

司法官の獨立

司法官の獨立

司法權の獨立を一層確實にする爲には、裁判官

停職  
一、停職の定められたる  
二、停職の事由の定められたる  
三、停職の期間の定められたる

裁判所の種類

に獨立の地位を與へ、其の身分を保障しなければならぬ。故に帝國憲法に於ては、裁判官は法律に定めたる資格を有する者を以て之に任じ、刑法の宣告或は懲戒の處分に依るの外、其の職を免ぜられることなきものと規定し、更に懲戒の條規は法律に依つて定むべき旨を規定して居る。又裁判所構成法も此の主旨を受け、裁判官は終身官とせられ、刑法の宣告又は懲戒處分によるの外は、本人の意に反して轉官・轉所・停職・免職又は減俸せられざる旨を規定して居る。而して、日本臣民は法律に依つて定められた裁判官の裁判を受くる權を奪はるゝことはないものであり、裁判は公開して行はるゝことが原則である。總べて此等の制度は既に述べた法治主義に基づく規定である。

裁判所の種類

普通に裁判所といふ時は、民事及び刑事の裁判をなす司法官廳を指すが、裁判所には通常裁判所と特別裁判所と

通常裁判所

がある。そして通常裁判所は裁判所構成法に依り、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種に分たれて居る。各相應なる數の判事を置くが、區裁判所は單獨制で、一人の判事が裁判をなす最下級の裁判所である。地方裁判所は合議制で三人の判事で部を組織して裁判する。控訴院は其の上級の合議制裁判所であつて、これも三人の判事で部を組織して裁判する。大審院は最高裁判所で、これ亦合議制であり、五人の判事が部を組織して裁判する。區裁判所以外の裁判所は何れも事務の分配上一若しくは二以上の民事部と刑事部に分たれて居る。大審院、控訴院には各院長があり、地方裁判所には所長があり、區裁判所には監督判事があり、各裁判所の一般の事務を指揮し、其の執務に就いて監督する。判事は民事の訴訟を斷じ、刑事に就き犯罪及び刑罰を判定する裁判官であり、裁判所書記は記録會計の事務を掌る。其の他區裁判所には

特に執達吏を置き、文書の送達及び裁判の執行を掌る。

事件の審理に就いては、原則として三審制をとり、事件の中、輕微なるものは區裁判所を第一審とし、地方裁判所を第二審とし、大審院を終審とする。區裁判所で管轄する民事訴訟は、千圓を超過せざる金額又は價格千圓を超過せざる物に關する請求及び價格に拘らず法が區裁判所の管轄に屬せしめた一定の事件に關する訴訟である。刑事訴訟に就いては拘留又は科料にあたる罪、短期一年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を除く外、有期の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪を區裁判所の管轄として居る。區裁判所の管轄に屬しない事件は、地方裁判所を第一審とし、控訴院を第二審、大審院を終審とする。大逆罪、内亂罪、皇族の犯罪に就いては大審院が特別管轄を有し、第一審で終審である。以上が通常裁判所であるが、此の他に特別法に依り、其の組織及

特別裁判所

改良  
一、行政事務の整理  
二、裁判  
三、訓導吏



検事局

び権限が定められ、民事及び刑事の裁判をなす特別裁判所がある。朝鮮及び臺灣の裁判所及び陸海軍軍法會議の如きはこれである。尚ほ各裁判所には検事局が附置せられて居る。検事局には相應なる数の検事が置かれ、刑事に就き裁判所に對し獨立の地位を有し、公益を代表して公訴を提起し、法規の正當なる適用を要求し、判決の適當に行はれるか否かを監視し、民事に就いても必要に應じて通知を求め、又意見を述べ得る。但し検事は如何なる方法を以てするも、判事の裁判事務に干渉し、又は裁判事務を取扱ふことは出来ない。検事は實質上行政官であつて、検事總長、検事長、検事正等上官の指揮に従つて其の職務を行ふのである。

訴訟

**訴訟** 裁判は法が侵害せられ、又は法上の爭議のある場合に、國家が其の當事者間の争訟を審判する形式で行はれる。民事訴訟では、私人の要求に基づき訴訟事件となり、私法上の權利又は利益

民事訴訟手續

を保護することを目的として裁判がなさるゝ、之に對し刑事訴訟は、國家の刑罰權の實現を目的とするもので、検事の公訴に基づき、被告の犯罪を審判確定し、犯罪があれば之に刑罰法規を適用する。

民事訴訟手續

民事訴訟の手續は、先づ原告から訴訟を裁判所に提起すると、訴狀は之を被告に送達せられるのであるが、裁判長は、訴の提起があること口頭辯論の期日を定めて當事者を呼出すのである。併し口頭辯論は書面を以て準備することを要し、當事者の陳述に基づいて調書を作る。此の調書又は之に代るべき準備書面に記載しない事項は、口頭で之を主張しても效力がない。次に、證人訊問、鑑定書證、檢證、當事者訊問等證據調べの手續を経て判決が下される。其の判決に不服の者は一箇月以内に上訴することが出来るが、期限内に上訴しなければ裁判は確定する。そして

調停

敗訴の言渡を受けたる者は、それを實行せねばならぬ。若し實行しない時には、相手方の申立に依つて、裁判所は執達吏をして強制執行せしめる。差押競賣等は其の方法である。

**調停** 訴訟では、通例正が勝ち邪が敗れる筈であつて、紛争を平和的に解決する最良の一方法としては訴訟を缺くことを得ない。併し、千差萬別の具體的な事件に關し、訴訟が常に全く公平であり得ることも限らないし、訴訟を起し判決を得る迄には多くの時間と費用を必要とする。或は公開の法廷で争ひを決する方法が、却つて當事者間の感情を必要以上に害することもあるし、事件に依つては、性質上到底訴訟では圓滿に解決し難い場合が存する。例へば家庭争議のごときは、其の性質上古來の美風を損はないで、道義に基づき温情を以て解決を圖るやうな一層良き方法を講じなければならぬ。故に現在では訴訟以外の平和的な争議解決方法

刑事訴訟手續

として、種々の調停制度が實現せられるに至つた。我が國に於ける現在の調停に關する立法としては、借地借家調停法、商事調停法、小作調停法等がある。金銭債權調停法。

刑事訴訟手續

刑事訴訟の手續では、常に検事が原告となる。

検事は被害者の告訴、第三者の告發、又は現行犯自首等に依り犯罪ありと思料した時、検事自身又は警察官が證據の蒐集及び犯人の捜査をなしたる後、刑の言渡を受くべきものこの確信を得、且つ其の訴追が必要であるを考へた場合に、公訴を提起するのである。公訴すべき事件が若し重大であれば、豫審を求め、豫審は被告事件を公判に附すべきか否かを決する爲、必要な事項を取調べることを目的とするもので、豫審判事が行ふのである。豫審判事は、被告人の訊問、證據材料の蒐集及び證據調べをなしたる上で、管轄違公訴棄却及び免訴の決定をなし、又は公判に附するものこの

決定をなす。豫審判事は、必要に應じ、被告人に召喚狀勾留狀を發することが出来る。

**公判**とは、犯罪の有無並に刑罰權の範圍に就いて正式に審判をなす手續であつて、公判期日に於ける取調べは、公判廷に判事、檢事及び裁判所書記が列席して行ふ。手續の大要は先づ判事が被告人を訊問し、證據調べをなしたる後、檢事が事實及び法律の適用に關して陳述をなし、然る後被告人又は辯護士が辯論を行ひ、最後に判事が判決を下す順序である。公判は原則として公開せられる。

陪審

**陪審** 裁判は事實の真相をさらへ法的な判決を下すものであるが、専門家の判斷は時にかへつて片面的になる虞れがあり、事情を総合的に妥當に判斷するに就いては、素人の常識的判斷をも適當の範圍に於て加へることが、一層刑事裁判を公平ならしめ得る場合がある。此の目的の下に設けられた制度が陪審制度である。

陪審員

我が國政上、既に立法に就いては議會の協賛があり、行政に就いては自治制度が認められて、民意に依る政治が行はれて居るが、陪審制度は司法に就いて國民の參與を認める制度である。

陪審員たる資格としては日本臣民であること。三十年以上の男子であつて、引續き二年以上同一市町村内に住居すること。直接國稅三圓以上を納むる者であること。読み書きが出来ること。の四要件が必要である。市町村長は毎年九月一日現在で陪審員資格者名簿を作成し、其の中から陪審員候補者を抽籤して、陪審員候補者名簿を調製する。而して、陪審の評議に附すべき事件の公判期日が定まると、地方裁判所長は、かねて定めて置いた市町村の順序に依り、陪審員候補者名簿から一人又は數人の陪審員を抽籤して、三十六名の陪審を選定して呼出す。陪審は其の中の十二人を以て構成される。

陪審に附すべき事件

- 一、国務大臣
- 二、存職、判事、検事、陸軍、海軍、海軍法務官
- 三、存職、行政裁判所長官
- 四、存職、官内官吏
- 五、現役、陸海軍軍人
- 六、存職、裁判所長官、郡長
- 七、存職、警察官、官吏
- 八、存職、監獄官

陪審に附すべき事件は、地方裁判所の管轄する比較的重い刑事事件である。死刑又は無期の刑に該る事件は、被告が辭退請求取下又は自白した場合の外は當然陪審に附せられる。其の他は被告人の請求に依るが、犯罪に依つては陪審に附せられない。陪審事件に就いては、先づ公判準備手續が終つて公判が開かれ、辯論が終ると、裁判長は陪審に對し犯罪の構成に關する法律上の論點及び問題となるべき事實、並に證據の要領の説示をする。次に其の間を主問と補問とに區別し、之を書面に記し、犯罪構成事實の有無に關し、評議の上答申すべきことを命ずる。陪審員は一度評議室に退いて過半数の意見を決し、問書の餘白に「然り」又は「然らず」と記し、陪審長が之に署名捺印して、陪審員一同は公判廷にかへり、裁判長に右の答申を提出する。裁判長は公判廷で、裁判所書記に問及び之に對する答申を朗讀させたる後、陪審員を退廷させる。裁判

九、存職、裁判所書記長

- 十、存職、官吏、牧畜官、史、警察官
- 十一、郵便、電信、電話、電報、及軌道、現業之從事者
- 十二、市町村長
- 十三、辯護士、評理士
- 十四、公署人
- 十五、存職、中學校教員
- 十六、神官、僧侶、宣教師
- 十七、醫師、齒科醫師、藥師
- 十八、学生

所が其の答申を不當と認むる時は事件を更に他の陪審に附するが、しからざる場合には、裁判所は合議の上で、陪審の答申したる事實に基づき法令を適用して刑を言渡すのである。我が陪審制度の特質は、陪審員が事實の判断をなすに止まり、犯罪及び刑罰の決定に與からず、又裁判所が必然的に陪審員の評決を採擇するを要しない點に存する。

### 第九課 國 防

國防 現在の世界は、各種交通機關の發達に伴ひ、經濟的、政治的乃至文化的交渉關係が益々密接の度を加へ、國家の維持に就いて相互に他國に倚屬する關係が愈々増加しつゝある。此の實際的事情と人類の平和を欲する人道上的要求が強くなるに従ひ、なるべく戦争の慘禍を避けんとする傾向が生じ、國際紛争解決の手段と

國防の目標

して、戦争に想ふことを否とする思想が有力になつた。併し、國家間の競争は依然として存續して居るから、國際間の條約や道義が進んだことは云へ、今のところでは一度列國間に利害の衝突の起つた場合には、何時武力に想へて解決を圖る必要が生ずるか解らない。故に吾々の國に於ても其の用意を怠る譯には行かないし、少くとも、東洋唯一の強國として東亞に於ける平和を確保する爲にも、我が國の國防が充實して居ることは絶対に必要である。

國家間の紛争解決の手段として、畢竟戦争は避くべからざるものと盲信する人々は、永久平和の如きは到底實現せられざる空論であること考へること共に、戦争は却つて國民的特性と文化とに生氣を與へる所以であること考へ、更に、一時的な戦争の回避は、將來一層大なる衝突を惹起せしめる原因であることさへ考へる。併し、國防の目標は、第一に國家の獨立自衛を圖ること云ふ點に置くべきであ

兵役

り、國家が其の獨立自衛を圖る爲には、國力そのものを益充實することが何よりも肝要である。眞の國防は國家全體の發達に依つてなしとげられるもので、兵力量のみに期待し得るものではない。又國家が國防組織を完備し、軍隊を維持することは、戦はんが爲の戦ひの爲であつてはならない。加之、常に軍備を擴張する爲、各國が競争を行ふ結果は、却つて國際紛争の機會を多からしめ、戦争を誘發すること云ふことにもなるものである。今日迄の人類の歴史は、一面から見れば戦争の歴史であつて、戦争が武器を發達せしむること共に、武器の發達が更に戦争を生むこと云ふ關係を繰返して居る。だから、軍備は固より必要であり、その否認は、現在では國家としての自存の否認と云ふことになるが、戦争は最後の手段であることを記憶しなければならぬ。

**兵役** 國防の必要は、臣民に對し國防に當る義務を發生せしめ

る。故に帝國憲法第二十條は「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定して居る。これ治に居て亂を忘れない用意であつて、一朝戦争が起つた場合、勇氣だけでは充分でなく、軍事上の知識と軍事上の訓練を有することが必要だからであり、所謂一旦緩急あれば義勇公に奉ずるが爲である。兵役の義務は國民皆兵主義に依り、帝國臣民にして、年齢滿十七歳より四十歳までの男子には總べて存することになつて居るが、國軍の組織や教育の都合に依り、壯丁全部を兵役に服せしめることは出来ないし、又國防上の目的から云つても、必ずしも必要でないから、身體検査を行ひ、之に合格した者から抽籤に依り、毎年約十萬人許りの者が實際に軍務に服することになつて居る。兵役の義務は、陸海軍共に、常備兵役、後備兵役、補充兵役及び國民兵役の四種に分ち、常備兵役を更に現役及び豫備役とする。狭く兵役の義務と云ふ時には、此

の現役に服務する義務をいふ。而して、此の兵役の義務は國際法上、外國人に之を負擔せしめることを得ない。

#### 我が國の軍備

帝國の軍備に關する至高の統帥權は天皇の親裁し給ふ所であるが、天皇が兵馬の大權を掌握せられる關係は、我が建國の當初にはじまる制度であつて、明治維新後再び確立したものである。明治十五年軍人に賜はりたる勅諭には此の主旨が明示せられ、更に帝國憲法では「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明規せられた。天皇の陸海軍の統帥は事柄の性質上之を一般政務と區別し國務大臣の輔弼の範圍外に置いて居る。現に軍の最高統帥權を輔翼する機關は參謀本部及び海軍軍令部であり、軍事上の最高の諮詢機關として元帥府及び軍事參議院がある。又軍備の著しい増大と複雑なる戦闘法の採用は、軍備の保持活用に關しそれ〴〵獨立の中央統轄機關を必要とするから、先づ之を陸海軍に分ち、陸

國軍兵力の編成

軍では參謀本部、陸軍省、教育總監部が此の任に當り、海軍では軍令部、海軍省が此の任に當つて居る。國軍兵力の編成に就いては、用兵上の目的を基礎として編成せられるものを戰時編制といひ、此の戰時の必要にあてる目的を以て平素軍隊の骨幹を編成し、且つ教育勤務の用に備ふるものを平時編制と稱する。

動員

**動員** 國家の進運と國防の推移に従つて、よく帝國の威信を保持し、益、國力の増進を期する爲には、軍備をなるべく強大にするを可とするやうであるが、國軍の養成と維持は常に國民の負擔の増加を來すものであるから、人員馬匹の多少を考ふる許りでなく、國家の財力及び資源の如何に注意をなし、平時に於て不當の軍備の爲に國力を銷衰せしめないことが肝要である。吾々は、平時に於て國防軍の準備を整へて置き、必要なる時、其の國軍の全部又は一

國家總動員

部を平時の體勢より戰時の體勢に移すことを動員と云ふのであるが、軍備に就き右の考慮をなすと共に、動員に際しては、更に國家が全面的に直ちに戰爭に参加し得るやうにしなければならぬ。之を國家總動員といふ。

軍需工業動員

世界戰爭に與かつた多くの國家は、平時に於て準備して居た彈藥、食料、兵器等を直ちに消費し盡くし、又必要の前に自ら期せずして國家を擧げて戰爭に従事するに至つたが、其の經驗の結果、大戰後は各國共に陸海軍及び空軍はもとより、軍需工業、交通、食料、燃料、金融に其の動員の範圍を擴大し、且つ組織的に實現し得るがごとく準備するに至つたのである。軍需工業動員とは、戰時に際し、軍需品の生産又は修理のため必要なる時は、軍需品の生産又は修理をなす工場及び事業場、其の生産と修理とに必要なる原料、若しくは燃料を生産し又は其の必要なる電力、若しくは動力を發生する

国防と國民

工場及び事業場並に其の附屬設備の全部若しくは一部をば、管理し使用し又は收用し得ることをいふ。かくのごとき計畫は其の實行が甚だ困難であるから、平時より充分なる調査と準備とを完成して置き、有事の際に備へることが必要である。

**国防と國民** 我が國の国防の目標は國家の獨立自衛を圖ることにあり、更に東洋唯一の強國として東亞の平和を確保する爲にも、国防の完備は絶対に必要である。祖國が國內の治安を維持し、外敵の侵入を防ぎ、其の存立の意義と目的とを貫徹する事に依つて、吾々の自由なる向上發展も期待することが出来るのである。だから祖國の国防の完備は實に國民全體の努力に依つて成就せられる國力の充實に存する。国防の爲に必要な軍備は、固より軍人が中心となつて其の任務に當るのであるが、たゞに平時現役に服する軍人許りではなく、在郷軍人も亦軍人精神、軍事能力を鍛鍊

國交

し、國民一般に国防の觀念を透徹せしめねばならぬ。而して有事の際には、國民全體が舉つて外敵に當り、眞實に祖國を愛護する精神を充實し、内治外交共に國論を一に歸せしめ、物質上からは、金屬工業、化學工業等産業の統制、其他食糧、交通、通信、財政等の統制を圖り、軍備をして全國力の表現たらしめねばならない。国防はかくの如く眞に全國民の總動員による護國の力である。

第十課 國 交

**國交** 國交とは、狭い意味では國家と國家との相互交通、殊に國際法に従ふ政治的な交際を意味するが、廣い意味では此の國と國との交際即ち外交のみにとゞまらず、國民同志の交際をも含める。吾々は吾々の國家の隆盛を欲し、吾が國體を誇りとするが、其のことは他の國家を輕蔑し、他の國家を敵視してもよいと云ふことで



はない。國家は現に人類が文化を實現する土臺であり、そこに國家存立の重要な意義があるが、此の目的は、進んでは國家と國家との交渉關係に發展すべきものであるから、國交は國家的目的の必然的な發展であるを考へてよい。だから、國家は國民道徳に依つて其の基礎を堅實にすると共に、進んで國際道徳に従はねばならない。即ち國交の眞の意義は、國家間の種々の修好關係を根幹とし、世界全體の連帶性を充實してゆくことに存する。國際法は此の目的を實現せんが爲、國際社會を規律する法である。

國家が相互に相倚り相扶けて國際的共同生活を保持するに當つては、各種の交渉關係が成立するのであつて、國家が相互の利益を増進し、利害相反する場合にも、相互の意志を疏通し、感情を融和して、衝突を未然に防ぐ爲には、平素より各種の關係を考慮し、新なる交渉關係を處理する用意が必要である。

外交官及び領事官

外交官及び領事官

國際外交に於て國家を代表する者は、固より國の元首であるけれども、元首が常に直接に一切の外交事務の處理をなすのではない。

外交事務を處理する爲には、元首の下に、國內には外務大臣を置き、外國には外交使臣を派遣して、元首の名に於て外國と折衝せしめる。

外務大臣

外交使臣

外務大臣は一面國務大臣として天皇を輔弼し奉ると共に、外務行政に就いての最上級の官廳であつて、一切の外務は外務大臣を経由しなければならぬ。外交使臣とは、外務大臣の監督の下に外交事務を處理する爲、外國に派遣せらるゝ官吏である。外交使臣を派遣するにあつては、國際法に従ひ元首の信任狀又は全權委任狀が授けられ、外交使臣は之を駐在國又は出席すべき列國會議に提出し、其の權限を認められたる後、始めて職務をこることを得る。外交使臣には、外國に駐在して概括的に外交事務を掌る者

領事官

と、特殊の事項に就き協商する爲臨時に派遣せらるゝ者との二種がある。又資格に應じ、特命全權大使、特命全權公使、辨理公使、代理公使の別があるが、何れも身體及び名譽に就き特別に保護せられ、且つ刑事訴追の如き公權力の作用を受けない。之を外交官の不可侵權といふ。其の他民事上の管轄免除、租税免除等の特權を有し、法律上恰も其の領域外にあると同様の取扱ひを受ける。之を外交官の治外法權といふ。駐在外交使臣は、兩國政府に關係する事項を處理するに共に、在留本國人に對し保護を與へる。

國家間の社會的、經濟的關係に關する事務を處理する爲、外國に設置せられて居る主なる國家機關を領事官といふ。領事は各國に一名と云ふやうに其の數に制限はない。又大公使の授受の如く、國家間の修好關係の成立するに共に當然設置せられるゝものではなく、特別の條約を俟つてはじめて其の駐在が許容せられる。

條約

其の具體的な事務の内容は、主として商工業に關する利益保護、航海に關する保護及び監督、在留本國人の保護及び取締りの三項である。

條約

條約とは、二國間或は多數の國の間に成立した合意である。我が國に於ては、外交大權は専ら天皇の親裁せらるゝ所であるが、條約締結の手續としては、通常天皇の委任を受けた者が折衝の任に當り、國際法上國家を代表する元首に依つて、互に承認せられる形式を経、即ち批准の交換があつてはじめて確定的に效力を發するのである。併も、其の效力は全權の署名捺印した時に遡つて發生するのが通例である。尙ほ條約に就いては、之を政治的條約と非政治的條約とに區別することが出来る。前者は國家の存立、領土、威信等に關する條約であつて、同盟條約、講和條約、境界確立條約等は其の例であり、後者は經濟的利益又は社會的事項に關す

國際協同

る條約であつて、通商航海條約、領事條約、郵便電信條約等は之に屬する。條約は公布することに依つて、臣民を拘束する效力を生ずる。

國際協同

かくの如く各種の條約に依る修好と、外交官領事官の派遣に依る各種の交渉に依り、現今の國際生活は益々相互的關係を密接にし、國際協同の實が擧げられて居る。又外交關係を基礎とし、政治、法律、經濟許りでなく、學問、技術、藝術、道德、宗教等あらゆる文化の領域に亙り、一の國內に於て發生したることは直ちに外國に波及するし、他國に於ける出來事は反對に重大なる影響を自國に及ぼす。故に、吾々は常に國際關係に留意し、益々我が國家的生活の特性を發揮すると共に、國際協同の實をあげて、世界文化の向上に協力しなければならぬ。

國際聯盟

國際聯盟

國際聯盟は此の國際協同を一層増進せしむる爲、成立

國際聯盟の組織

して居る最も重要な組織であつて、非戰主義をこり、秘密外交をやめ、國際法の確立を期し、正義と義務の履行に依り、締盟國の獨立を認めながら、國際的利害問題をすべて聯盟國連帶の事項として、協同の力で解決することに努力して居るものである。我が國は此の國際聯盟の原聯盟國として、又聯盟理事會の常任理事國の一として、重要な地位を占めて居る。

國際聯盟は原聯盟國と加入國とより構成され、其の機關には聯盟總會、聯盟理事會、聯盟事務局がある。聯盟總會は聯盟國全部の代表者を以て組織し、臨時開會を別にして毎年一回開かれる。聯盟理事會は現今では日、英、佛、獨、伊の五常任國と、他の九箇國の非常任國の代表者よりなる。聯盟理事會に代表せられない聯盟各國も、特に其の利益に影響する事項の審議中は、其の會議の理事會員として代表者一名が招請される。理事會も亦毎年一回は必ず之

國際聯盟の事業

を開き、又必要時に隨時開くのである。聯盟事務局は聯盟本部所在地であるジュネーヴに設置せられ、事務總長一名並に必要なる事務機關を置く。此の外、聯盟規約に基づき國際間に發生する事件を裁判上の手段で解決する爲、常設國際司法裁判所が組織せられ、これはヘーグに置かれて居る。

國際聯盟の事業としては、國際平和達成の爲には、軍備の制限に關する事項、戰爭の防遏に關する事項、國際紛争の平和的處理に關する事項を取扱つて居る。次に、國際協力の促進の爲には、國際條約の整理、各種文化事業を行つて居る。此等の國際聯盟の目的とする事業の完成を期するためには、各國民の努力に俟つ所が多いから、英佛伊米白等では國際聯盟を助成するを目的とする國際聯盟協會が設立され、我が國に於ても大正九年四月之を設立した。現今、聯盟に加入せる國家は總計五十五箇國である。

國交と國民

國際聯盟の現在の組織は、國際協同の最終の理想から云へば、未だ完全なるものであることは云ひ得ないが、それでも從來國際平和の達成に國際協力の促進に貢獻したところは頗る多い。吾々はいかのごとき組織を益々完成し、國際精神を更に普及せしめることに依り、世界人類の幸福を増進するために一層力を盡くさねばならない。

**國交と國民** 今日では全世界の人々が平和を促進し、文化の發達に努力しつゝある。現代に於ては國家間の政治的交渉關係も、ただに國家と國家との交渉關係に過ぎまらず、國家を構成する國民と國民とが密接なる社會的交渉關係を作り、國際的問題の解決に努力して居る。之を從來の外交に對して國民外交と稱するのであつて、かゝる國民外交が要望せられるに至つたことは、人類が益々其の共同生活に於ける連帶性を自覺するに至つたことを示すも

のであり、又將來の國際問題が、一層切實に各國民の道義的精神に  
確固たる背景を有すべきことの要求を示して居るものに他なら  
ない。

國家の威信と名譽とは、かくのごとき時代に於ては、最早侵略的  
な戰捷に依つて齎らされるものではなくて、却つて世界的平和の  
促進に對する貢獻によつて得られるのである。少數の英雄の武  
力的行動が人類の運命を左右することは、今日の如く文明の進歩  
したる社會にあつては例外である。國家國民の經濟力の充實、國  
民教育の普及並に文化の一般的向上に依り、全體として其の實力  
を向上せしめることより外には正常なる發展の途を有しない。  
而してかゝる意味に於て、恰も國防に於て國家總動員が考へられ  
るごとき、國交に就いても、それが國民總動員の形で行はれるごとき、  
はじめ一國の威信を保つと共に、眞に國際協同の實を擧げ、世界

文化の向上の爲、貢獻することが出来るのである。

### 第十一課 財政

#### 一 公經濟と私經濟

財政

**財政** 財政とは權力團體、特に國家又は地方團體が、其の公共的

活動を營むが爲必要な収入を得、之を支出するところの秩序的  
な連續的な作用の全體を云ふ。狭く財政と云ふ時には、國家及び  
地方團體の經濟に必然に伴なふ収入・支出を指し、他の團體及び個  
人の經濟活動に伴なふ収入・支出に對して用ふる。茲には主として  
狹義の財政中、殊に必要な國家の財政に就いて述べることに  
する。

國家及び地方團體の經濟も固より經濟の一種であるから、其の  
収入及び支出の方法は私經濟に於けると同様、最少の勞費を以て

財政と私經濟との  
相違

最大の効果を収むる經濟上の原則に従ふべきことは勿論であるが、財政が公經濟に屬し且つ強制經濟に屬する結果、自ら私經濟に於ける収入支出と異なつた點がある。

第一に、私經濟にあつては、其の収入は生産・交換・賣買・贈與・相續等の方法に依つて得らるゝに過ぎずして、強制的方法により財貨を得る途がない。然るに財政にあつては、収入の大部分は強制的に徴收することに依つて得られる。かゝる權力を一般に財政權と稱する。

第二に、私經濟にあつては、其の収入は原則として特別の勤勞又は財貨の供給に對する報償の意味を有つ。然るに國家及び地方團體にあつては、其の事業の多くが一般公共的であるから、個々の収入を或給付に對する報償として計算し得ないことが通例である。即ち交易主義は財政にあつては寧ろ其の例外である。

第三に、私經濟にあつては、先づ入るを量つて出づるを制するを原則とする。然るに財政、殊に國の財政にあつては、先づ出づるを量り、而して其の収入の途を講ずることが原則である。これ國家の事業が性質上總べて公共の必要に基づくことから生ずる當然の結果である。

第四に、私經濟にあつては、なるべく多くの剩餘金を得、或は之を奢侈費とし、或は之を貯蓄することを目的とし、原則として營利經濟の原則に依つて支配せらるゝ。然るに財政にあつては、公共的に必要なる用途に充當するだけの収入を得、收支の均衡を圖ることを原則とし、巨額の資金を國庫に蓄積することは主眼とされない。

最後に國家は永遠不死の存在であることが豫定せられて居る。又公共の爲の存在であることが前提とされて居る。従つて其の

豫算

支出に當つては、永遠の公共的利益が主眼とされる。私經濟にあつては、通常其の支出はかゝる目的を有しない。

**豫算** 私經濟に於ても豫算生活をなすことが必要である。併し、財政では支出と収入との均衡を圖り、永遠の公共的利益を主眼として支出をなすことが必要であるから、豫算を立て財政の管理をなすことが一層重要になる。故に現在の進歩した國家では例外なく豫算制度を有する。此の場合、豫算とは來るべき會計年度に於ける國の收入及び支出、即ち歳入と歳出との見積表であつて、國法に依り、國家機關の財政行爲を羈束する力が與へられて居るものを云ふ。代議制度を有する國では豫算は議會の審議を経て成立し、議會が行政政府の行爲を監視する用に供せらるゝ。我が國に於ても、豫算は帝國議會の協賛を以て成立することを原則とする。而して一會計年度毎に一切の收納を歳入とし、一切の支出を

豫算制度の沿革

歳出とし、款項別に從つて整理して居る。かゝる豫算制度を歳計豫算制度及び總計豫算制度と云ふ。

豫算制度は、もと西洋に於て國王の賦課金に對し、議會が同意する制度に起源を發したものであつて、賦課金に對して同意するには、其の收入がいかに使用せらるゝかを吟味するを要するといふ主旨から生まれた。だから、當初の豫算の議定では寧ろ歳出豫算よりも歳入豫算が重要視された。併し歳入は結局歳出の必要あるが故に必要とせらるゝものとするれば、歳入豫算よりも歳出豫算の審議を重要視しなければならぬ。又いかに僅少の額と雖も、結局人民の負擔に歸すべき性質を有するものであるから、此の點から云つても歳出豫算の方が重要である。だから、現在では行政の實行案を吟味するといふ意味をも加へ、款項目の内容と其の所要の金額とが主として論議せられるのである。

歳出と歳入

歳出の分類

二 歳出と歳入

歳出と歳入

歳出と歳入とは共に其の事項の性質に従ひ、款項別に整理せられるが、國家の支出する經費の類別として最も大いなる區別は、經常的に必要とせらるゝか、臨時の必要に應ずる費用であるかに従ふ。經常費と臨時費の區別である。又國家が其の事業を遂行する爲に必要とせらるゝ物に就いての經費、即ち物件費と勤勞の爲に支拂はるゝ經費、即ち人件費の區別が重要である。財政上の性質から云へば、直接に國家的目的を實現する爲の費用であるか、財政經理の爲に必要とせらるゝ費用であるかに従ひ、或は施政費と經理費とに區別せらるゝ。

歳入も種々なる標準に依つて區分せられ得る。例へば、収入が經常的に回期的に得られるものであるか否かに依つて、經常収入と臨時収入とに區別せられる。租税手数料の如きは前者であり、

歳入の分類

公債一時借入金償金の如きは後者である。或は收納の性質に従ひ、租税の如く臣民から一方的に強制的に收納するものを特に公經濟的収入といひ、鐵道運賃の如く合意に依つて收納せらるゝものを私經濟的収入といひ、郵便料の如く強制と合意との兩性質を具備する収入を混性的収入といふ。

手数料は強制的收納として租税について、重要な公經濟的歳入をなすものである。但し、それには報償の意味が多分に加はり、廣義では、公共的な施設に依つて特別の利益を受ける者に、其の報償として課徴する収入を意味する。狭い意味では、公の營造物の使用から其の使用の報償として取立てる使用料と、官公廳に特別の勞費を煩した者から取立てる手数料等を指す。元來國家の事務は全體の利益の爲に行はれるが、直接利益を享受したる者に特別の報償をなさしめるのはこれ亦公平の原則に合する。



租税

**租税**とは、統治團體が臣民其他國家内にあつて國權に服従する者に對し、財政權に依り、收入を得る目的を以て非報償的に、且つ強制的に徴收する一般的公課である。國家が課税權を有する根據に就いては種々の説明がなされるが、結局國家が公共的な強制團體であること云ふに歸著する。故に課税の標準も各人の擔税能力に應ずべきものとせられる。

租税の分類

租税も種々なる標準に依つて區分せらるゝが、第一に其の負擔が直接であるか間接であるかに依り、直接税と間接税に分ける。所得税、地租、營業收益税、資本利子税などは前者であり、酒造税、砂糖消費税、織物消費税の如きは後者に屬する。次に税源を何に求めるかにより、所得税、財産税、收益税、交通税、消費税に區別せらるゝ。所得税は、直接に各人の所得に著目して課せらるゝものであり、之に對し、人が財産を有つこといふ事實に基いて課せらるゝのは財産

税であり、收益の存在に著目して課せらるゝのが收益税であり、財産的價値の移轉に著目して課せらるゝのが交通税であり、財貨又は金錢の使用及び消費に著目して課せらるゝものを消費税と云ふが、結局は所得のあることを豫想しての課税である。租税は亦課徴の方法を異にするに依つて、比例税と累進税とに區別せられる。比例税とは同種の租税に就いては課税せらるゝ税率が同一比例である場合をさす。之に對し、累進税とは同種の租税に就き税率を級數的に増加せらるゝ場合を云ふ。所得税に於て、所得の大小に依り税率が級數的に差等を附けらるゝが如き、相續税に於て、相續財産の大きさと親等により税率に級數的差等を附するが如きは其の例である。累進税は課税が擔税能力によるべきものであること云ふ原則から、多くの場合比例税よりも適切であること認められてゐる。

我が國稅の中、本稅としては所得稅と收益稅とがある。而して所得稅には第一種第二種第三種の區別がある。收益稅として主要なるものに、地租資本利子稅營業收益稅があり、特殊なるものとして、鑛業稅砂鑛區稅取引所營業稅がある。次に副稅即ち本稅を補充して居るものに交通稅と消費稅とがある。

租稅の賦課に就いては官廳自らが調査するばかりでなく、人民の申告を利用し、又人民に依つて選ばれた委員を含む委員會をして調査に参加せしめる。租稅は強制的公課であるが、それは手續上の性質に就いて云ふのであつて、固より國家公共の必要に應ずるものであるから、臣民としては道義上の自覺に基づき、進んで之を納付すべきものである。然るに、實際には申告を怠り、或は虚偽の申告をなし、其の他種々の不正なる方法に依りて納稅を回避せんとする者の少くないのは戒むべき事である。吾々は租稅制度

官業

の公正を求むるに共に、臣民に納稅の義務がある所以を深く考察しなければならぬ。

**官業** 國家の私經濟的歳入は主として官業、即ち公企業に依る收入である。官業は私人の營利心に基づく民業に比較すると、不活潑なるを免かれない。其の管理經營に就いては固定的な行政規則を基礎とするから、社會の實情に應ずる柔軟性に乏しいこと云ふ缺點もある。官吏の交迭が其の事業の發達を阻害すること云ふ短所もある。だが、他の一面、事業が直接間接に公益を目的として營まれるから、結局其の利益は一般人民に分配されるし、財政收入を得る方法としても、直接に苦痛を與へないこと云ふ長所を有する。民業に比較し一般に其の従業員が優遇せられ、其の地位が安固であること云ふことも官業の特色である。かくて單に收入を得ること云ふだけの目的でなく、更に社會政策的理由をも加へ、現に多くの

混性的公企業

官業が行はれて居るのである。此等の官業の中、林業は収入を得る目的から云つて可成重要である。鐵道を官業として經營することは、勿論財政收入の上からも重要であるが、軍事上、社會上、經濟上の關係からも重要な意義を有つて居る。官業としての鑛業、工業は長短相伴なふが、商業、海運業は國家の經營としては一般に云へば不適當である。なほ普通銀行、貯蓄銀行、中央銀行等を國營になすことも出来る。現に大藏省預金部にて運用する郵便貯金は實質的に貯蓄銀行事業である。

**混性的公企業** 公益上獨占的官業とし、混性的収入をあげてゐるものは、郵便、電信、電話、保險等である。煙草及び樟腦の專賣は收入を得る目的に最も徹底して居る。これに對し、同じく政府の專賣に屬する事業にあつても、鹽の專賣にあつては、政府は多少の損失を忍びながらも之を經營した。手数料のみを得るに満足する

公債

方針であつて、剩餘收入を擧げることが主眼とされて居ない。

**公債** 歳出の或項目に於ける一時的不足は豫備費の支出、或は前年度剩餘金の責任支出に依つて補ふのが普通であるが、此等の方法に依り得ない時は、増税又は公債の何れかに依るより外はない。公債とは政治團體が此の種の不足に應ずる爲に負ふ債務である。國家が此の種の債務を負ふ時之を國債といふ。其中、確定公債とは其の額が一定し、其の利子の支拂は豫算上經常費として確定するものを云ふ。之に反し、一會計年度に於ける收支は均衡を得るが、一時に多額の支出を必要とする事情ある爲、政府が現金不足を補ふ必要上、或は銀行より一時借入金をなし、或は大藏省證券を發行するが如き場合に之を流動公債と云ふ。又償還公債、或は有期公債とは、政府が一定期に償還すべき義務を有する公債を云ひ、利息公債、或は永久公債とは、單に利子の支拂のみに就き政

公債の募集

府は規則正しく之を行ふ義務を有し、元金の償還に就いては期限の特定せざるものを云ふ。國債は又或は之を外國の金融市場にて募集するか、國內で募集するか、に依り、外國債と内國債とに區別せられる。其の何れに依るか、は、固より金融事情に従ふべきものであるが、一般に巨額の外國債を募ることは國家財政の獨立上喜ぶべきことではない。内國債に就いては、應募を強制するか否かにより強制公債と任意公債との區別がある。

公債は通常確定公債であつて、賣出される時には普通發行總金額、證書面金額、利率、据置年限、償還期限、發行價格等を定めて公募する。發行價格は額面價格と同額なるべきものであるが、金融の關係に依り、額面價格よりも安く賣ることが多い。公債證書とは、公債總額を一定金額に分割したる證書である。それに記名式と無記名式とがある。公債の借替とは、既存の公債の條件を變更する

公債の償還

爲、一旦之を消却して新なる條件の公債に代へることをいふ。

公債償還の方法には、政府が其の都合に依り償還するに否かを決定し、及び其の額の大小を決定する自由償還方法と、制度上年々公債の一定比率を償還すべき減債基金制を設けて、之を勵行する強制償還方法とがある。又償還の手續に依り、抽籤にあつた者に償還する抽籤償還方法と、政府が隨時市場より公債を買上げて償却する買上償還方法とがある。後者は多く公債市價が額面以下となつた場合に行はれる方法である。我が國の昭和六年三月末現在に於ける國債未償還高は、内國債約四十五億圓、外國債約十五億圓、合計約六十億圓である。此の利子は合計約三億餘萬圓に上る。此等の確定國債以外に大藏省證券米穀證券借入金等を加算すると總計約六十九億圓となる。國民一人當りとすると百六圓(内二十三圓外債)一戸當り五百三十圓となる。

公債の利用

公債は個人の見地から見れば、事業界不況の時に於ての安全なる投資の途であり、普通の人々に貯蓄の方便を與へるばかりでなく、社會的にはこれに依つて、物價を或程度まで調節することもできる。けれども又、資本家の利殖を容易にし、資本の集中を助長し、或は過度に民間の資本を吸収して事業界を壓迫するところがある。加之、公債所有者を遊食者たらしめる所の利子が、一般人民から租税として取られるものであることも考慮すべきであらう。勿論、多くの公債は、後世を苦しめるものであるから、公債額の過大になることは財政上喜ぶべきことではない。

第十一課 我が國の産業

我が國の産業  
農業

**我が國の産業** 我が國は古來農業を重んじて來たが、現今にあつても人口の半數は農業に依つて生活し、全産業中依然として最も

重要な地位を占めて居る。農産物中最も重要なものは云ふまでもなく米であつて、農産總額の半分以上を占めてゐる。繭が之に次ぎ、其の他に食用蔬菜、麥等の農産物がある。農家の數から云へば、自作農と小作農とを兼ねて居るものが總數の三分の一以上を示して居て、自作農及び小作農が之に次で居るが、後二者の數は接近して居る。

牧畜業

農業に伴なふ家畜の飼養は割合に少く、又牧畜も氣候と地勢の關係上一般には見るべきものがない。畜産物中にあつては鶏卵が總額の半分に近く、其の他牛肉、牛乳、豚肉等の産物がある。右のやうに農作物が偏して居り、又畜産物が少いから、米價の騰落は我が國の農村に對して格別に深い影響を與へる。

林業

林産物にあつては木材が林産總額の約三分の一を占め、木炭が次位を占める。森林は所有別から言ふと、民有林、國有林、公有林、御

水産業

料林社寺有林に分れるが、其の額から言ふと、民有林が總額の約七六%を占めて居る。

水産物は其の大部分が、沿岸漁獲、水産製造物及び遠洋漁獲、殊に露領に於ける漁獲によつてあげられて居る。製鹽、養殖收獲が之に次ぐ。水産業に従事して居る被備者は最近其の總數を増加して居るが、事業主の總數は寧ろ減少する傾向がある。又發動機を準備した漁船を利用する數が、近年激増しつゝ、ある事實は特に注目し價する。

鑛産物は總額の約六七%が石炭、一四%が銅であるが、石油、金、鐵、銀等は甚だ少い。採炭業は我が國鑛業中の最も重要なものであるから、投資額も労働者の數も最も多く、且つ其の組織は他の鑛業部内よりも集中されて居る。殊に有力なる數箇の大會社に依つて、鑛業の大部分の經營が行はれて居ることは注目すべき傾向

工業

である。

我が國の工業は漸次發達して來たが、總産額の約四〇%を纖維工業が占めてゐる。食料品工業、化學工業、機械工業、金屬工業等が其の次に位し、就中重工業の發達がにぶい。之を會社の數から見ると、工鑛業各種會社數一萬五千六百餘の中、食料品工業會社が三千七百餘、纖維工業會社が二千六百餘、次で化學工業、機械器具工業、製材木製品工業會社が何れも一千以上である。更に此等の會社に投資せられた資本額から見ると、最も巨額の資本を擁するのは電力會社であり、之に次ぐものは纖維工業會社、鑛業會社、化學工業會社、食料品工業會社、機械器具工業會社の順序である。

各工業工場に於ける職工數を見るに、二百萬に近い總數の中、纖維工業に従事する者が半數以上を占め、而も其の中約半數に近い者は製絲業に従事して居る職工である。更に男女の別から見る

企業集中的傾向

こ、工場職工總數の五一%は女子であつて、其の約八二%がまた纖維工業に従事して居る。現在我が國の工業は著しく集中される傾向にある。

尤も工業ばかりではなく、我が國の産業全體は、農業を取除いて、各方面に互り此の企業集中の過程を辿つて居る。特に、各種の重要産業に於て、最近カルテル等の企業結合が著しく増加しつゝあることは注目に値する。而して企業集中の勢の認めがたい農業は、相對的に其の重要性を減ずる傾向を示して居る。各種の産業生産額の割合から言ふと、工業生産額が全體の六一%に達し農産額が二七%であり、殘部が其の他の産物である。此の事から我が國の産業が次第に工業化しつゝあり、農業は其の勢力を漸次減少しつゝあることを知り得る。勿論、職業別から云へば、今日もなほ農業に従事する者が約半數に達して居るが、之を明治の初年に比

我が國の貿易

輸出入品及び輸出入先

較するに、工業・商業に従事する者が激増し、それにつれて農業に従事する者の割合が非常な減少を來した關係を知ることが出来る。

我が國の貿易

我が國の工業の中、最も重要なものは纖維工業である。之を貿易關係に就いて見ると、輸出品の中生絲が第一位にあり、綿製品・絹織物が其の次に位するが、此の三者で輸出貿易額の約六四%を占めて居る。而して輸入貿易にあつては、綿花が最も多く約二七%に上り、食料品・鐵・鐵礦・肥料・羊毛・織品・機械・車輛・木材が之に次ぐ。輸出先は第一が米國であつて、そこには主として生絲が輸出される。次が支那及び英領印度である。輸入國も第一は米國であつて、そこから棉花・木材等が輸入される。次が英領印度及び支那である。我が殖民地としては朝鮮と臺灣とが主なるものであるが、此等の殖民地に於ては外國貿易よりも寧ろ内地との移出入の方が一層重要である。朝鮮は米を内地に移出し、綿

工業の重要性

織物を移入する傍ら、粟を輸入し、木材及び紅蔘を輸出して居る。臺灣は砂糖米を内地に移出し、機械・金屬・綿織物を移入すること共に、茶を輸出し、肥料を輸入して居る。

以上のごとく、貿易關係から見ても、我が國の工業の發達は最も重要視せらるべきものである。輸出の方面に於て漸次全加工品を増加し、原料品を減じつゝあることは喜ぶべき傾向である。ただ輸出品の大宗と見るべき生絲がなほ依然として半加工品であることは遺憾である。又食料品は國內の需要増加につれて輸出する餘裕が漸次に少くなる傾向を示して居る。輸入の方面について見ると、原料品の輸入が漸次増加すること反對に加工品の輸入が減少しつゝあることは喜ぶべきである。かくの如く我が國が益々工業化するに従ひ、輸出貿易の内容も工業品が多數を占める傾向にあるが、其の割合に食料品の輸入の増加を見ないのは、人口の

貿易の發達

上から見て依然としてなほ農業國だからである。

貿易發達の趨勢から見ると、我が國は國內消費の爲の輸入の結果、輸入超過であつた時代から生産資本となるべき物資の輸入によつて、輸入超過となる時代に入つて居るのであるが、此の次には如何にして生産設備に要したる費用の利子を支拂ひつゝ、輸出超過を見る時代に入るべきかが、國家産業上の重大なる懸案である。之を實際に就いて見るに、我が國の貿易は大正三年から同七年にかけて輸出超過を示した。而してこれにより大正三年迄に差引約十一億圓の支拂勘定を有する國であつたが、此の時期には、輸出超過によつて約十四億、其の他貿易外の受取勘定約十四億圓、併せて凡そ二十八億圓の受取勘定の國となつた。つまり大正三年から大正九年の間に總額約三十九億圓の巨額が我が國に流れこんだ譯である。但し、これにつれて未曾有の好景氣と物價の暴騰



があり、國民の生活程度が急に高められると共に、他方經濟生活は亂調となり、社會の風教上に於ても却つて不幸なる現象を生み出したのである。併し、かくの如き受取勘定は一時的であるに止まり、歐洲大戰後は又引續き年々六億圓乃至二億圓の輸入超過を見た許りでなく、海運界も活氣を失ひ、貿易外受取勘定が減少した。此の結果として、正貨が海外に流出し、産業は振はず、失業は増加し、ついに産業國難をさへ叫ばれるに至り、それがやがて又思想國難の原因とも見らるゝ状態に至つてゐる。將來國家の發達を雙肩に擔へる青年の努力に俟つべきものは甚だ多い。

産業の發達  
産業の概観

**産業の發達** 以上の如く我が國の産業を概観して見るに、比較的天惠の條件に恵まれた水産業と農業及び炭鑛業とが主要なるものであり、工業にあつては纖維工業が著しく進歩してをり、造船業の發達も亦見るべきものがある。又各種の生産業を助成する水

力、電力、鐵道、船舶等の事業も比較的發達してゐるに見られる。

けれども、其の他の産業に就いて見るに、鑛産も豊富ではない。石炭の外、石油、鐵等の工業原料は之を外國に求めてゐる。林業の如きも外材の輸入が多く、牧畜にいたつては殆ど見るべきものがない。加之、農産物に於ても一般に米作に偏して居り、棉花のごとき工業原料は殆ど全部之を外國に仰いで居る。又各種の工業も其の實質に於て充實を圖らねば、世界市場に優勝の地位を占めがたい事情にある。商業や金融業はたゞ産業の一般的實力の向上に伴なつてのみ發達し得るものである。

産業を發達せしめ立國の本義を維持するには、固より種々の條件を必要とする。資金が豊富であること、國民が經濟生活の上に於て進取發達の精神に富んで居ること、天然の資源を有すること等の條件を具備することが必要である。然るに我が國は海面を

産業の發達  
國民の努力

別にすると、山岳に富み耕地面積が狭く又鑛物の埋藏も少く、其の資源は寧ろ貧弱である。此の點に於て、我が國は決して恵まれたる條件にあるとは云へない。併し、吾々は徒に日本を悲觀すべきではない。却つて此の恵まれざる條件の下に、自然をいかにして利用するかを重要な問題としなければならぬ。國民經濟の盛衰は、自然の條件に依存するところが多いけれども、決してそれのみによつて左右せられるものではない。寧ろ國民の緊張と努力とが之を支配する決定的な要素である。資源を出來うる限り有利に利用することにより、日本の經濟を高め上げる覺悟が何よりも肝要である。これが爲には、國民全體が利己的なる態度を以て、徒に競争することをやめ、國家全體の産業の發達に貢獻すること云ふ精神を以て實業に従事しなければならぬ。

### 第十三課 人口と國土

#### 人口と國土

**人口と國土** 我が國の全領土は六十七萬四千方籽餘、其の中、内地は三十八萬一千方籽餘を占めてゐる。此の外、關東州租借地、滿鐵附屬地及び南洋の委任統治區域も亦統治區域であつて、併せて五千七百万方籽餘ある。人口總數は昭和五年十月一日の第二回國勢調査によると約九千二百萬人であるが、其の中、内地人口は約六千四百萬人、人口の密度は全國に就いて一方籽百三十五人に達する。そして其の密度は内地が最も大である。之を地方に依つて區別すると、關東平野、近畿地方、北九州、東海地方に於て稠密であり、東北地方、西南地方ならびに本州中部の山岳地方、日本海岸一帯にあつては人口の密度が低い。朝鮮に於ける人口分布は東北、日本海岸地方に少く、内地に近い西南地方に密である。北海道の人口密度

人口と國民經濟との關係

は東北地方のそれよりもなほ低い。又内地に於ては、都市に人口が集中する傾向が甚だしい。内地人口の約二二%は都市に集中し、市の數は現在百十に達して居る。

人口と國民經濟との關係を考察するには、男女の別、年齢の差、人種の良否、貧富の度、人口の移動、自然的増減等の總べてに就いて研究しなければならぬ。我が國の總人口が大正十四年には八千三百四十萬餘であつた點から考へると、近年の人口増加は極めて顯著である。内地人にのみに就いて云つても、年々九十萬の自然増加である。此の自然増加も亦重要な問題を提供して居る。蓋し人口の増加は、本來勞働力の供給を増加し、國力を強める所以である。と見られるのであるが、狭小なる領域内に稠密なる人口が閉ぢ込められてゐる場合には、生存競争を過度に激甚ならしめ、國民生活の安定を害するに至ることがあるからである。

マルサスの法則

人口と經濟との關係を、主として消費の點から考察したマルサスの見解は次の如きものである。米國に於ける人口増加の事實に徴すれば、物資が豊富にして人口増加を妨げる事情のない時には、人口は約二十五年で二倍に増加する。又人口の増加率は、云はば等比級數的であるが、之を養ふべき食物の増加率は等差級數的である。故に人口の一部分は必要なる食物を得ることが出來ず、過剰人口が必然的に生ずる。而して此の事は社會組織の如何を問はぬとする。之をマルサスの法則と名附ける。而もマルサスに依れば、事實に於て人口が右のやうに増加しないのは、豫防的及び積極的な制限が行はれるからである。又此の種の制限は、道德的抑制に非ざる限り、直接又は間接に罪惡或は貧困を意味する。それ故に、道德的抑制にして充分に行はれ得ざるものである以上、罪惡と貧困とは社會の避くべからざる運命であるとする。

マルサスの法則  
の批評

此の見解は今日種々なる點から批評せられてゐる。マルサスは人口と食物、又は生活資料だけを對立せしめて考へ、社會組織の如何を無關係に考へて居る。併し、社會主義者の云ふが如く貧乏が全く私有財産制度の結果であるとは見がたいにしても、人口過剰の現象が、社會組織と分配の方法に依つて強められてゐることは争ひがたい。又生活資料の増加は必ずしも遅々たるものではなく、技術の發達によつて屢、急速に行はれる。又現在に於ても世界の物資の生産能力は、なほ今日の人類の幾倍かの人口を養ひ得るごみられてゐる。近時主張せられる新マルサス主義は、マルサスの人口法則に基づけば人類の必然の運命と見らるゝ罪惡と貧困とを人類から除かんが爲、人爲的出生統制、又は産兒制限を行はんとするものである。此の方法はもとよりマルサス自身のすゝめたるものではない。而して此の産兒制限は中流以上の階級に

マルサスの法則の批評  
 人口の増加  
 生活資料の増加  
 技術の發達  
 生産能力の増加  
 人類の運命  
 出生統制  
 産兒制限  
 罪惡と貧困

拓殖と移住

於て先づ行はれ、次で漸次労働者階級に及ぶ傾向をもつてゐる。但し、一國人口の増加の勢が弱くなるのは、多くは國力衰微の前兆と見らるゝが故に、人口政策としてかゝる方法を採用することに就いては、なほ多くの問題が残つてゐる。一國の人口問題をいかに解決すべきかは、畢竟國家の發展と云ふ目的に従つて定めらるべきことである。

**拓殖と移住** 今や我が國は既に述べたやうに、農業によつて立つことは困難となつた。そこで工業の地位が益、高まりつゝある勢にかんがみ、工業立國を主張する者が多い。併し、農工商の各業ともそれぞれ之を適當に發達せしむる所に、産業政策の重要意味は存在する。若し一國の産業が何れか一つに偏傾して發達する時には、他のものは漸次衰微する。かくの如くでは、或種の産業に就いて全然外國に依存することとなり、有事の日に於ける危険を

拓殖と移住の意義

伴なふ。人口政策としても單純な工業立國は肯定しがたい。工業の進歩はもとより重要であるが、これと共に農業の開発を圖り之によつて國民の自給自足の能力を或程度まで確保するに努めなければならぬ。而して之を産業政策の根幹とする時、それと關聯する人口政策として、拓殖と移住とが亦重要な意味を有つて來る。

拓殖とは、國內の或地方が人口未だ密ならず、産業の状態も從つて充分に發達して居ない場合に、人口の稠密なる地方から移住を促すことに依つて、其の地方の富源を開發し生産を増加せしめること等を言ふ。移住とは主としてかゝる地方へ人民が移轉し、そこに生活の本據を構へて農業商業其の他の産業に従事し經濟的活動に従ふことを言ふ。我が國に於ては朝鮮に於ける産米増殖計畫、臺灣に於ける水利事業、樺太の開発、其の他關東州の開拓等が

移民

必要であるが、北海道に於てもなほ拓殖の餘地が充分に存する。移住によつて比較的人口の稀薄なる地方へ人民が移轉することになること、人口の分布を平均化して、人口の密度の過稠なる地方を緩和する許りでなく、更に國內の各地方の間に食糧品原料品等を供給する關係と商工業の得意先たらしめる關係を成立せしめて、經濟上密接なる地方的分業を爲さしめる。且つ言語風俗法律等にも共通なるものが出來、政治的には國民が融和の實を擧げ、同化を爲す捷徑である。國內の移住にはなほ、例へば郡部から都市への移住も含まれて居るが、此の種の移住は必ずしも、一國の人口過剩を解決する方法とはならない。

移住の外、人口の動態として注目すべきものに移民がある。移民とは、かゝる國內の移住ではなく、全く外國領土に生活の中心を移轉し、經濟活動に従事することを云ふ。之を年月の長短に依り

一時的移民と永住的移民とに分つ。更に我が國から出るか、又は我が國へ入つて来るかに従つて、移出民と移入民とに分つ。我が國の如き天然資源に乏しく、而も人口の年々激増する國に於ては國民各自の生活を維持し、延いては國家の經濟的發展を期する爲、國內の拓殖と移住とに努めることが必要である許りでなく、更に北米・ハワイ・ヒイリツピン・中華民國・南洋・南米等に移民をなすことが極めて重要な意義をもつて居る。

海外發展  
内地人の海外進  
出問題

海外發展

現今我が國に於ける内地人の海外進出數は開國以來六十餘年を経たる今日、未だ僅かに二百萬人に達して居ない。即ち人口の自然増加數の二年分強である。而も外國領土への移民は其の中約三五%に過ぎず、他は國內に於ける移住である。内地人の多く在住して居る外國の土地は、第一に支那、次に合衆國本土並にハワイである。

然るに移民を受け入れる國に就いて見れば、國內の經濟が未だ發達せず、寧ろ外國の移民の自由なる入國に依つて富源を開發せんとしつゝある國と、經濟が既に發達して此の時期を経過し、經濟上政治上乃至人種上の關係から、外國の移民の入國を制限若しくは拒絶せんとするものがある。前の段階にある國は南米のブラジルである。其の面積は廣大にして、人口稀薄、而も氣候は我が國に類し、産物も亦豊富であつて我が同胞の移民を歓迎して居る。之に對し北米合衆國及びハワイは後の段階にある。茲でも以前には日本の移民を自由に入國せしめて居たが、一九二四年に發布した移民制限法は、他の多數の國民に移民の比率入國を許したにかゝはらず、我が移民の入國を禁止したから、今では、たゞに新移民の入國が不可能であるのみでなく、現在の移住民の現状の維持すらも容易でなくなつた。

中華民國は我が國の隣邦であり、同胞の移民數も最も多い。加之、我が國貿易上重要な顧客であり、又我が工業は其の資源の開發に依存すること少しせぬ。近時やゝもすれば我が國、又は我が商品を排斥する運動が行はれるが、それは我が國産業の發展の爲に甚だしき障礙となる許りでなく、中華民國の産業的開發、經濟の發達の爲にも失ふ所が多いはずである。特に、同種同文の二國が世界の競争場裡にあつて、密接なる提携をなし得ざるが如き事態は雙方の大なる損失であらう。

元來我が國は海國であり、海外發展の精神は早くから歴史上に現れてゐる。徳川の初期には御朱印船が支那南洋に航行して貿易に従事したのみならず、諸侯の中にも外國への發展に意を用ひた者が少くない。然るに鎖國令が布かれた爲に、維新當時の開國まで約二百五十年間、海外進出の思想は長らく抑壓せられて居た。

維新の當時此の抑壓の除去せらるゝことにも、外國との接觸は急速に進んだことは云はれ得るが、海外發展は決して充分ではない。故に之を我が國情から考へても、又外國との比較から考察しても、大いに奨励すべき必要がある。特に我が國民は今なほ封建制度と鎖國時代の影響を受け、一旦海外に出でた者も歸國を考へる者が多く、骨を異郷に埋むる覺悟を有する者が少い。海外への發展に於て、著しく西歐各國に後れてゐる一原因はこゝにある。國民の自省と輿論の振興によつて、此の氣風を改むることがなければ、日本はいつまでも此の東洋の孤島にこぢこもるより外なく、狭き面積の上に極度に稠密なる人口を包容し、困難なる生活を續ける外なきに至るであらう。

#### 第十四課 社會改善

社會問題

一 社會問題

〔社會問題〕 吾々は社會生活を爲すに當り、それ〴〵特殊なる社會的任務を負擔し、社會は各個人の共働と分業との關係に依つて成立して居る。而して國家は、其の成員たる各個人各種の團體、其の他多くの社會を抱擁するものとして、國家自身確保すべき一定の利益を有する。だから國家が存續するかぎり、一方では國家が常に國民の協力を要求すること共に、他方に於て國家の制度乃至社會組織等に就いて困難なる問題が発生し、國家に對し絶えず其の解決を要求する關係がある。國家内に於けるあらゆる個人及び團體が、互に益、密接に依存するに至るにしても、それと同時に國民中の或部分と他の部分との間に、常に利害の衝突があり、其の事から種々の方面に互つて鬭争或は競争を生ずる事實を否みがない。特に或部分の人々の生活内容が、昔日に比して非常に高まつて居

るに對し、他の部分の人々の生活内容が之に伴なつて高まり得ない時に、此の内部の不調和は甚だしくなる。而も文化の發達に伴ひ、殊に此の現象は益々著しくなつてゐる。だから文化の發達、別して生産力の増加につれて、社會の各階級間に懸隔の差が加はり、生活内容の差異が著しくなり、其の結果として衝突對立を生ずるのを緩和する爲に、此の階級的距離を短縮する必要が生ずる。如何にして此の距離をちぢめて社會の統一を確保し、社會全體の維持發達を妨ぐる如き不健全なる關係を除去すべきかと云ふ問題が、固有の意義に於ける社會問題である。従つて此の意味に於ける社會問題は社會の階級に關する問題である。即ち現代では一般文化が物質的文明であるから、其の問題は直接には富の分配に關する問題であり、間接には階級組織に關係をもつ他の生活方面例へば福利的施設教育衛生等に關する問題である。



社會問題と労働問題

勿論人間生活の一切の問題は、直接又は間接に社會に關せざるものはない。此の意味に於て社會生活に關する總べての問題を社會問題と云ひ得ないでもないが、特に社會問題と云ふ時には現在では常に前述の意義に限定されて用ひられる。

**社會問題と労働問題** 社會生活に於ける一般福利の問題は、現代に限らず何れの時代にも存在した。例へば貧困や疾病の救濟衛生等の國利民福に關する問題は、何れの時代にも存してゐた。併し、特に社會問題といはるゝもの、の成立したのは、第十八世紀の中頃より先づ英國に始まつた産業革命に起因して居る。即ち此の時代に於て先づ農業上の生産革命が起り、次で紡績機械をはじめ、其の他の機械の發明が産業上に利用せられて、從來の手工業から工場工業への轉換が行はれ、生産組織従つて經濟組織の上に一大變革が成立した。而してこれにつれ、階級の分裂、階級間の距離は

いよ／＼著しくなり、一方には資本家地主と云ふ有産者、他方には労働力を賣ることによつて生活を維持する労働者、即ち無産者の對立を見るに至つた。封建制度の没落につれて政治上や法律上では各個人の自由が原則として認められ、各自は互に平等の地位に立つに至り、更に宗教上や道徳上からは人格の尊重を説かれるやうになつたけれども、資本主義の經濟組織が発達するにつれ、社會の富の分配が偏傾した。勿論労働者や農民の經濟上及び社會上の地位は、昔日の奴隸や農奴に比較すれば遙に向上して居る。併し資本家や地主に比較すると、比例的な懸隔は益々其の差を加へて行つた。従つてかゝる情勢を其の儘に放置して置くにすれば、労働者や農民は到底其の境遇から脱出することを得ない許りでなく、此の事情を改めなければ階級間の分裂と對立は益々進み、社會全體の統一的な維持發達を期待することも困難であることが明

社會運動

かになつた。かくて此の社會的缺陷に對し、其の對策として考へられ來つたのが、現代の社會問題である故、社會問題の中心は常に労働者の地位を如何に改善すべきかの問題、即ち労働問題にある。

**社會運動** 社會問題は其の當初有識者の人道主義、自由主義、公益保護の要求に基づいて起つた。而して其の運動は明かにデモクラシイ運動と關聯して起されて居る。併し、下層階級の人々の生活状態が次第に改善せらるゝに至つたにもかゝらず、社會問題解決の必要が益々切迫して來たのは、國民教育の普及、新聞の發達に依る下層階級の知識の向上、大都市生活に伴なふ自由なる工場労働者の頻繁なる接觸等を通じての労働階級の自覺と其の要求が高まつたことに歸する。此の自覺は待遇の改善を前の如く恩惠と考へしめなくなり、彼等は其の階級的地位を意識し、相互の間に團結を組織し、之に依つて其の地位を向上せんと圖るに至つた。

労働運動

階級間の懸隔の短縮の爲にするかゝる團體的運動を稱して社會運動と云ふ。併し吾々は社會運動がもつゝ社會問題を解決するが爲に起され、又其の解決を促進する運動であることを忘れてはならぬ。此の意識を明瞭に意識することに依り、始めて此の運動に依り社會が調和と統一とを確保し得ることが期待せられる。

かくて、社會運動は社會の一般的進化の過程に於ける所産である。而して經濟上の解放、即ち無産者の經濟的地位の向上が社會運動の核心をなして居る。かつて政治的自由の獲得運動は、世襲的な特權階級の專制的支配に對しての一般民衆の反抗運動であつたが、現今の社會運動は資本家に對する労働者の解放運動である。社會運動にありて、労働運動が最も重要なものであるのかゝる事情に基づく。労働運動の中には、労働者や農民が團結し、其の團結の力に依り共同の利益を擁護せんとする労働組合運動

や、農○民○組○合○運○動○の如き經濟的乃至文化運動、政黨的結成、政治教育の普及等により特に労働者や農民階級の利益を代表するものを選出を目ざすところの政治運動が含まれる。労働争議や小作争議は前者に屬し、之に依つて或部分の下層階級が自己に一層有利なる地位を得ることを目的としてなされる。後者は社○會○立○法○及び社○會○政○策○を行はしめ、一般的に無産階級の地位を向上せしめることを目的とする。

我が國の社會問題

**我が國の社會問題** 我が國の社會問題は明治の中頃以後、西洋の社會思想の普及するにつれ、また産業界に於ける資本主義の發達の結果、貧富の懸隔が甚だしくなつたことと關聯して生れ、漸次重大になつて居たが、殊に歐洲大戰後、急に著しく其の重要さを増して來た。而して其の最も中心的なるものが労働問題であることは勿論であつて、其の運動は労働組合運動、無産政黨運動となつて

社會問題解決の急務

あらはれてゐる。其の他特殊の事情から農村問題、部落水平問題が社會問題として著しく注目せらるゝに至つた。中産階級問題、住宅問題も亦都市に於ける社會問題として數ふべきである。それに大戰後の經濟界の不景氣に伴ひ、失業問題が重要となり、同時に知識階級の就職難問題が現れて居る。前者は窮民問題と關係し、後者は教育問題と關係をもつて、複雑なる性質を示してゐる。其の他廣義に於ける社會問題として數ふべきものとしては、婦人が一般的に自覺した結果として生じた婦人參政權問題を始め、種々なる婦人問題がある。人口問題、産兒制限問題、移民問題等は貧困失業に關聯する問題として、之又社會問題としての一面を有つ。

**社會問題解決の急務** 我が國に於ては近年資本主義經濟が急速に發達し、従つて階級的對立は急激に其の著しさを加へたのである。西洋諸國では其の發達後相當の期間を經過したから、これに

對する對策としての社會政策も漸次に發達して居る。然るに、我が國に於ては階級的對立が急速に進行して、これを緩和するものとしての社會政策的施設は近時漸次行はれて來たけれども、いまだ大いに發達を圖らなければならぬものが存して居る。加之、近隣には急激なる思想の支配する國家があり、其の刺戟もまた看過しがたい。かくて我が國に於ける階級の對立は愈々強まらうとしてゐる。また其の間に成立する社會問題の解決は困難を加へようとしてゐる。かゝる事情の下にあつては、社會政策の實現を著々實行し、階級間の調和を促進することが何よりの急務である。これと共に議會政治の運用が圓滑に行はれ、無産者の意向が充分議會に於て代表せらるゝことを必要とする。若しさうでないとするれば、我が國の社會問題は極めて解決し難いものとなるであらう。

## 二 社會改善

社會の進歩

### 社會の進歩

社會進歩の二方面

社會は常に進歩をつづけてゐる。進歩せざる社會は停滯に依つて衰へるより外はない。だから社會の進歩を圖ることは、常に其の社會に於ける成員の義務である。社會の進歩には常に二つの方面がある。一つは社會の實質的文化の方面に於ける進歩であり、他は社會の組織の方面に於ける進歩である。學問技術産業藝術宗教等の側に於ける進歩は前者であり、法律政治等の方面に於ける進歩は後者である。勿論此の二者の間には或程度の聯絡があり、一方の變動に依つて他方の變動が促される。精神を中心とする歴史觀によれば、精神殊に思想の動きにつれて他の諸現象の進歩が決定せられるとし、經濟を中心とする歴史觀によれば、經濟殊に生産力の動きに應じて法律も政治も藝術も動くを觀る。此等の見解はそれ自身としては何れも實は充分に支

持せられ難い。確實に認め得らるゝところは、これ等の諸社會現象間に顯著なる相互決定作用のあること、相互依存の關係のあることである。併し今までの事實に徴するに、社會の文化の方面に於ける進歩は不斷に行はれつゝあるに拘らず、それに伴つて生ずる社會の組織の方面に於ける變動は、必ずしも社會が存立の目的から觀て相應しくないことが多い。即ち其の變動が必ずしも進歩と稱せられ難いことが少くない。文化、就中經濟的事象に於て急激の進歩があるに拘らず、社會の組織の方面に於ては、却つて社會の多數の成員の福利が損はれ、不調和と争鬭を誘致する傾向も見受けられる。そこで、社會の全體の進歩の爲には、他の文化の方面の進歩に伴ふ、組織の方面にも亦充分の進歩があるやうに、人為的な方法を講ずる必要がある。種々なる社會思想は皆かゝる方法を主張するものである。其中、社會主義乃至共產主義は一

般に社會組織の急激なる又は根本的なる變革を遂行しようとするものであるが、此等の主義の實現に如何に多くの弊害と犠牲とを伴ふかは既に述べたところである。たゞ社會政策は、今日ソヴェートを除く外、殆ど總べての文明國によつて實行せられつゝある。

社會政策

社會政策

今日の私有財産制度を根柢から破壊することなく、ただこれに伴ふところの弊害特に資本主義の發達につれて増加してゆく貧富の懸隔を緩和するが爲に、國家又は自治體が行ふところの政策を一括して社會政策と云ふ。それは私有財産制度の長所を維持しながら、不平等を緩和し、社會の各階級間の調和を確保することを目的とするのである。

社會政策の内容

社會政策の内容をなして居るものの中には、種々なる形に於ける社會主義特に國家社會主義の主張からとり入れられたものも

社會立法

含まれてゐる。此等の社會主義思想そのものは、固より我が國情に照して採用しがたいものであるけれども、今日の社會に於ける缺陷と其の疾患とが著しき以上、其の主張中には採つて匡正救治の方法に利用すべきものもある。此の意味で、社會主義そのものを直ちに實行するに云ふのではないが、其の主張の中、幾部分づつが漸次社會政策の中にとり入れられて居るのである。

社會政策は階級的距離をちぢめ、若しくはこれと關聯する下層階級の生活内容の缺陷を取除くことに依り、階級の對立を緩和し、社會の調和ある發展を圖らうとする政策であるが、種々なる財政政策殊に租稅政策が其の爲に行はれる。また社會政策を實現する目的で行はれる立法を社會立法と云ふのであるが、其の實施の爲に種々の施設を必要とするところは云ふまでもない。我が國に於ける社會立法として數ふべきものには、工場法、鑛業法、小作調停

社會思想攝愛の心得

法、労働争議調停法がある。また職業紹介法、健康保險法等も制定されてゐる。しかし、労働者の保護を目的とする社會立法としては、労働組合法、最低賃銀法、養老年金法、労働紹介法、國民保險法、失業保險法、寡婦年金法等幾多立法の完備を要するものがこのされてゐる。

所得稅及び相續稅に於ける累進稅率、又は右の如き社會立法により規定せられたる諸事項の如き、以前にはあまりに急進的なものとして斥けられがちであつたが、今日では、産業上の進歩と思想の變化に伴ひ、社會の存續の爲に必要かくべからざるものとなつた。如何なる思想に就いても、何等の研究と吟味とを加へずして頭から之を排斥し去ることは却つて危險である。我が國に於ては、從來如何なる新思想も之を日本の實生活の中に吸收し、採長補短これを日本化し、日本固有の精神に適應せしめて來た。日

本今日の隆昌が其の基礎の上に築づかれてゐる。此の意味に於て、種々なる社會思想は充分に吟味を加へたる上に於て、採るべきものをこり、棄つべきものはすつるを要する。加之、急激なる思想の發生は、富者や權勢の地位にある人々が、自己の力に任せて豪華の生活を營み、それから來る社會的弊害を顧みざることに基づく所なしとしない。此のことがそれ等の人々に依り、未だ充分に自覺せられないのは遺憾である。各自の財産又は地位は決して單に自己の力のみによつて獲得し得たものではない。他人の協力なく、社會に倚存することなくして得られたる財産、又は地位と云ふものはないのである。だから財産又は地位を有する者はそれだけ自ら戒心し、之を自己の欲望を満たすが爲に悪用することを慎しむと共に、自己の社會的使命を意識し、社會的任務を果す所がなければならぬ。此の關係を言ひ現す爲、近時人々は、權利には義

社會事業

務を伴ふと呼ぶのであり、或は權利とは社會的任務を果す爲に法に依つて認められた力であるとも稱する。

社會事業

社會事業とは、各個人の福利を増進せしめ、ひいては社會一般の福利を高めんが爲に、社會生活の個々の方面を改善せんとする事業である。此の福利施設としての社會事業は、篤志家である個人、又は私設團體に依りて行はるゝ、ここもあるが、今では多く公共團體の手に移つて、國家及び地方團體が其の事業主體の主なるものとなつて居る。然るに社會事業は主として、下層階級の生活内容を其の個々の方面に於て高めようとする事業であるし、此の種の事業主體は恰も他方に於て社會政策の擔當者として、階級間の距離の短縮に關する社會問題の解決を圖つて居る。そこで社會事業と社會政策とは、現在では極めて密接なる關係を有つに至つてゐる。だから社會政策と社會事業とを併せ、社會階

社會施設

級に關する公共施設と云ふ意味に於て、或は之を社會施設と呼ぶ  
 こともある。

今日社會事業として施設せられつゝあるものは種々雜多であ  
 る。其の中には、救貧防貧兒童保護等の經濟的乃至教化的なる事  
 業がある。また保健乃至衛生的なるもの、精神的乃至教育的なる  
 もの、保養乃至娛樂的なるものがある。併し、此等の社會事業の中  
 で代表的なるものは、救貧事業である。

貧困の原因

今日の社會組織の下に於ては、貧困は殆ど除き難い現象のやう  
 にも見える。併し之を緩和するものとして、社會政策的施設が充  
 分に行はれ得るならば、貧困は恐らく除去され得るであらう。こ  
 ろで、此の經濟組織の下に於て何人が貧困の地位に入り込むか  
 に就いては、其の原因は極めて多様である。自己又は家族の疾病  
 不時の災難の如き事故であることがあり、無智怠惰浪費不節制の

救貧の方法

如く個人の缺陷であることもある。防貧事業は一方に於ては知  
 徳の向上によつて貧困の原因となる個人的缺陷を取り除くこと共  
 に、他方に於ては、災難疾病の如き貧困の原因たる事故をなるべく  
 避けさせ、又それから來る經濟的打撃を緩和させるやうに力めね  
 ばならない。けれども、防貧事業の成し得るところには自ら一定  
 の限界がある。又貧困の原因たる個人的缺陷其のものを充分に  
 取り除くことは尙更に困難である。且つ、かゝる缺陷事故なくし  
 て貧困に陥ることがある。充分なる能力健康労働の意志を有す  
 るものの失業の場合はそのれである。

救貧方法に就いては、之を各家庭に於て分散的に爲すべきが、社  
 會的に公私の救護事業として行ふべきかの二途が考へられる。  
 從來我が國に於ては、救貧の施設に乏しかつた爲、貧困な者は、たゞ  
 其の緣故の親族を辿り、其の家族内に於て救濟せられることが多



かつた。けれどもかゝる救済方法には其の行はれ得る限度があり、扶養し得べき血縁者を有たぬ者も少しとせぬ。そこで結局何等かの社会的施設に依つて救ふ外に充分なる方法がない。我が國に於ても救護法、軍事救護法等の實施は此の方針に一步を進めたるものであるが、未だ充分でないから其の完成を圖らねばならない。尙救貧事業に就いては、如何なる人々に如何なる程度まで補助を與ふべきかに就いて、深き考慮を要する。別して、救済に依つて怠惰を助長せざるやう、被救済者の體面を損ずるといふ感じを與へざるやう、救済は最も之を必要とするものから漸次に擴げられるやう、細心に注意しなければならぬ。今日各地に於ける方面委員の制度は、此等の選擇判断の爲に極めて重要な意義を有して居る。

社會改善

**社會改善**

吾々は共同の問題を共同の努力に依つて改めて行か

ねばならないが、種々なる社會政策や各般の社會事業を實行し、相互に之を補完せしめることに依つて、社會の發達を期し得る。これと共に、人の非社會性を醸成するが如き原因を豫防又は除去することが必要である。かくて或はこれを根絶せんとし、或は感化・監護又は改悛せしめることは一層社會を發達せしめる所以である。此等の目的を達するが爲に感化法、矯正院法、精神病者監護法、精神病院法等が制定せられ、更に刑法に關しては其の内容、適用、刑罰執行等に刑事政策が採用せられ、又少年法等が制定せられてゐる。以上の外、社會生活を營む國民一般が社會人として道德的自覺を深めることが、社會改善の根本的な要件であることはいふ迄もない。

ごにかく今日の社會状態はもとより完全なるものではない。其の缺陷を補ひ其の弊害を矯めて漸次善美の社會に向はしむる

社會改善に對する二つの注意

こゝは、國民としての義務である。又かゝる努力に依りてのみ社會は、其の不斷の進歩をつゞけることが出来る。けれども社會の缺陷を除かんとする努力には常に二つの制限が置かれてゐる。第一にかゝる努力は、たゞ社會の秩序を維持しつゝ、行はれることを要する。秩序の無視は常に過去の人々の努力の成果と現在の人々の生命幸福の破壊とを伴ふ。社會の秩序を維持しながら漸次に改善の作用が營まるゝ時にのみ、社會形態の改良は充分なる成果を擧げ得る。暴力と流血とを以て行はるゝ變革はそれ自體力めて避くべき害惡である。第二に各の社會はそれ〴〵特有なる環境と歴史とを持ち、特有の精神を有する。従つて其の社會狀態の改良も、常に其の社會の特有なる精神を損はず、之を發展せしむるやうになさるゝことを要する。其の社會の特性を無視したる改良の結果は、其の成員に對し決して充分の幸福を與へるも

社會改善の意義

のではない。だから特定の社會に對する改良は常に現在の社會秩序を離れず、又其の社會の特性を充分に顧慮してなさるべきである。

かくて與へられたる社會組織の下に於て、其の社會の特有なる精神に従ひ、社會狀態に改良を加へようとする社會施設の總體を社會改善と云ふ。種々なる社會政策及び諸般の社會事業は皆その中に含まれてゐる。此の社會改善が益、發達して成員の福祉が充分に増進せられ、また貧困が全く其の跡をたつと云ふことはなほ遠き將來のことであるけれども、其の實現に至る第一歩は既に現在に始まつて居る。今日國民の義務は、此の社會改善の諸施設を凡ゆる方面に亙つて發達せしめ、同胞の生活を愈、安固ならしめ、又豊富ならしむることにある。斯くの如くにして階級間の調和も國民の完全なる統一も確保せられ、國家と民族とは飛躍的なる

發展をつゞけ得るであらう。産業の發達は喜ぶべきであるが階級の對立が今日の如き事情に達したる場合に於ては、社會改善の努力は國家を發展せしむる第一要件である。

### 第十五課 世界と日本

人類文化の發達

#### 人類文化の發達

人類の文化は長い發達の歴史を辿つたものであつて、種々の時代、種々の場所に於て、それ／＼前代の文化を繼承するに共に、之を後代に引繼ぐ爲の努力を重ねることによつて今日に達した。今日の吾々の努力、將來の人類の努力も、要するに人類全體の幸福、人類全體の發達と向上とに關聯するものと考へ、其の期待につながるが故に意味ありとなさるゝのである。

人類の發祥と發展

人類の發祥地は今日一般にパミル高原地にあるとせられ、それが東西に移動し、それ／＼の文化を發達せしめたと考へられるの

西洋文明

であるが、原始時代の文化は、ともに自然的環境に恵まれ、氣温が高く、地味の豊沃な、従つて衣食住に容易な地方に人類が集まり、集團生活を營むことに依つて發達した。例へばメソポタミアのチグリス・ユーフラテス河の流域、埃及のナイル流域に始まり、又印度のガンジス河及び支那の揚子江流域に始まつて居る。併し、人類の努力は次第に文化領域を廣めたのであり、人智の發達につれ、却つて自然的に恵まれざる地方の人々に自然を征服する技能を會得せしむる結果となつて居る。西洋文明に於て殊に其の感が深い。今日の西洋文明は小亞細亞、埃及に起り、希臘に入り、再び東西に岐れ、西は羅馬帝國、東はアラビアに繼受せられ、文藝復興以後、西歐諸國に合流し、其處で盛大をなしたものであつて、現代の科學的及び機械的な文明は主として此の歐洲文化の賜であるが、それは數千年に亙る人類努力の結晶であり、殊に艱苦と缺乏に堪へた歐

文化史上の日本

洲諸民族の努力の結果である。現在の世界に於ての指導的文化は此の西洋文明である。そして此の文化は今や直接に歐洲諸國から我が國に傳へられる許りでなく、アメリカに移植せられ、北米文化として日々我が國に傳へられて居る。

**文化史上の日本** 我が國は維新前迄は主として印度及び支那に於て發達した東洋文明の影響を受けた。而も我が國は建國以來三千年、萬世一系の皇室を戴き、時に盛衰はあつたけれども、常に良く之を吸収し、消化し、徳川時代に於て略、東洋文明を繼承大成して居た。故に維新後約半世紀の間に更に西洋文明を取入れ、長足の進歩をなしたことは決して偶然ではない。吾々は此の點で深く祖先の努力に對し感謝する所がなければならぬ。併し、それと共に維新に際して定められた開國進取の國是も亦吾々の國を今日あらしむるに必須の條件をなしたものであることを顧みることに

日本の地理的地位

が必要である。維新の功業の重大なる一つの意味は此の精神的な氣力に存する。

**日本の地理的地位**

今や我が國は從來既に吸収し、消化し、大和民族の文化として居た所の東洋文明を基礎とし、更に西洋文明を加へ、之を大成する途に進んで居る。而も我が國は地理的な地位に於て東洋の東端に位し、恰も東西文化の融合點をなして居る。西洋文化に就いては未だ後進國たるを免かれないし、後進國として多くの悩みを有つことも事實であるが、民族としての優秀なる素質は歴史の證明する所である。政治的には東洋唯一の強國であり、經濟的には東亞の廣大なる市場に直面して居る。

我が國の使命

**我が國の使命**

此の文化史上の日本と我が國の地理的地位とを考へ、民族の優秀なる素質を回想する時、我が國の使命も亦明かである。此の使命を果すが爲には、世界の日本としての自覺を國民

が深く自覺することが必要であり、内に顧みては三千年の歴史を維新に於ける開國進取の精神を體得し、外に向つては世界の大勢と各國の情勢に注意し、人類の發達に貢獻する道を知らなければならぬ。東西兩洋の文化を綜合し、更に偉大なる文化を創造することは吾等に課せられた第一の任務である。東洋の盟主として東亞全局に於ける平和を維持し、更に世界の平和の爲に貢獻することは吾等に課せられた第二の任務である。東亞の開發の爲に盡くし、進んで人類の幸福に資することが吾等に課せられた第三の使命である。吾等を以て單に模倣的な國民となすは當らない。模倣は常に文化の吸收と消化とに缺くべからざる手段であつて、模倣をなすことなくして發達したる民族はないのである。而も我が國に於ては、かゝる模倣は常に創造的進化をなす爲の階梯としてのみ現はれて居る。吾等は茲に民族特性に就いての誇

りを有つ。故に我が國の使命を全うする爲には、常に此の民族特性に就いての意識を新にすることが必要であるし、かゝる大使命の達成には高き道德意識に目覺めることが必要である。茲に公民としての教養の最後の目標が存する。

## 中等新公民教科書 下卷終

昭和六年十月二十六日發行

中等公立學校用教科書

此書は、中等公立學校の教科書として、昭和六年十月二十六日發行された。内容は、中等公立學校の教科書として、昭和六年十月二十六日發行された。内容は、中等公立學校の教科書として、昭和六年十月二十六日發行された。

昭和六年十月二十六日發行  
昭和七年二月二十五日修正再版發行

定價
卷上 七十一錢
卷下 六十七錢



不許複製

中等新公民教科書  
全二冊

著者 高田保馬  
著者 森口繁治  
發行兼印刷者 三省堂  
印刷所 東京市神田區通神保町一番地 三省堂蒲田工場  
代表者 龜井寅雄

發行所  
 (東京市神田區通神保町一丁目) 三省堂  
 (大阪府西區阿波座下通二丁目) 三省堂大阪支店  
 (振替口座大阪八一三〇〇目)

唐島師範  
三浦俊雄

不刊之書

中華書局影印

全二卷

第一卷	第二卷	第三卷	第四卷
(一)	(二)	(三)	(四)
(五)	(六)	(七)	(八)
(九)	(十)	(十一)	(十二)

三香堂大刻支法

三香堂

200



庫  
32  
560

広島大学図書

2000071560

A standard 1D barcode representing the library identification number 2000071560.